

消費者法規翻譯叢書之二十六

外國消費者保護法

(第二十六輯)

行政院消費者保護處 編印
中華民國 109 年 11 月

序言

美國總統甘乃迪於1962年揭示消費者享有一講求安全、知道真相、選擇及表達意見四大權利；1963年國際消費者組織聯盟（IOCU）再加入基本需求、請求賠償、消費教育及健康環境四大權利，宣示消費者應享有八大權利，並負五大義務—認知、行動、關懷、環保、團結義務；聯合國繼於1985年通過「保護消費者指導方針」。從以上之宣示，消費者保護事務已成為世界各國政府的共通關注之議題。

我國為更有效保護消費者權益，並順應世界潮流，於歷經個別立法保護時期及消費者保護方案時期後，終於民國(下同)83年1月11日經總統公布施行消費者保護法，使我國正式進入消費者保護法時期，為我國消費者保護法制展開新紀元，嗣後並於92年、94年、104年修訂部分條文。

值此保障消費者之思想已蔚為世界潮流之際，為健全並周延我國有關消費者保護法制及充實消費者保護之新知，原行政院消費者保護委員會於84年起，即著手編印外國消費者保護法規選輯，自84年6月出版外國消費者保護法第1輯，而行政院消保處自101年1月1日改制後，仍承繼原行政院消費者保護委員會編印出版之初衷，賡續編印出版，截至108年止，共計出版25輯。選輯內容，則包括派員出國考察或開會時所蒐集，及經由國外政府機關、國際組織網站下載之消費者保護相關法規，並將之譯介，彙編成書，以供作該會及各界瞭解各國消費者保護相關法規及比較研究之參考。

本書為本處譯介外國消費者保護法第26輯，內容為日本資金決算法，本書採用中文翻譯及日文左右對照方式印刷，俾供讀者閱讀之便利。

本選輯中譯文部分，係由政治大學法律系陳洸岳副教授負責翻譯；謹此敘明，並表謝忱。

行政院消費者保護處 謹識

中華民國 109 年 11 月

目錄

日本資金決算法..... 1

附錄：外國消費者保護法規翻譯叢書索引 243

資金決算法

（2009年法律第五十九號）

施行日：2018年6月1日

最後更新：2017年6月2日公布（2017年法律第四十九號）修正

2009年法律第五十九號

資金決算法

目次

第一章 總則（第一條、第二條）

第二章 預付式支付載具

第一節 總則（第三條、第四條）

第二節 自家型發行者（第五條、第六條）

第三節 第三者型發行者（第七條—第十二條）

第四節 資訊之提供、發行保證金之提存等義務（第十三條—
第二十一條之二）

第五節 監督（第二十二條—第二十九條）

第六節 其他（第二十九條之二—第三十六條）

第三章 資金移動

第一節 總則（第三十七條—第四十二條）

第二節 業務（第四十三條—第五十一條之二）

第三節 監督（第五十二條—第五十八條）

第四節 其他（第五十九條—第六十三條）

資金決済に関する法律

(平成二十一年法律第五十九号)

施行日：平成三十年六月一日

最終更新：平成二十九年六月二日公布（平成二十九年法律第四十九号）改正

平成二十一年法律第五十九号

資金決済に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 前払式支払手段

第一節 総則（第三条・第四条）

第二節 自家型発行者（第五条・第六条）

第三節 第三者型発行者（第七条—第十二条）

第四節 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第十三条—第二十一条の二）

第五節 監督（第二十二条—第二十九条）

第六節 雑則（第二十九条の二—第三十六条）

第三章 資金移動

第一節 総則（第三十七条—第四十二条）

第二節 業務（第四十三条—第五十一条の二）

第三節 監督（第五十二条—第五十八条）

第四節 雑則（第五十九条—第六十三条）

第三章之二 虛擬貨幣

第一節 總則（第六十三條之二—第六十三條之七）

第二節 業務（第六十三條之八—第六十三條之十二）

第三節 監督（第六十三條之十三—第六十三條之十九）

第四節 其他（第六十三條之二十一—第六十三條之二十二）

第四章 資金清算

第一節 總則（第六十四條—第六十八條）

第二節 業務（第六十九條—第七十五條）

第三節 監督（第七十六條—第八十二條）

第四節 其他（第八十三條—第八十六條）

第五章 認定資金決算事業者協會（第八十七條—第九十八條）

第六章 指定解決爭議機構（第九十九條—第一百零一條）

第七章 其他（第一百零二條—第一百零六條）

第八章 罰則（第一百零七條—第一百十八條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條

本法目的在於，為確保適當實施關於資金決算的勞務、保護其利用人、及促進該勞務之提供，就與預付式支付載具之發行、銀行等以外之人所為匯兌交易、虛擬貨幣之交換等、及銀行等間所生之匯兌交易有關之債權債務的清算，採取登記及其他必要措

第三章の二 仮想通貨

第一節 総則（第六十三条の二—第六十三条の七）

第二節 業務（第六十三条の八—第六十三条の十二）

第三節 監督（第六十三条の十三—第六十三条の十九）

第四節 雑則（第六十三条の二十一—第六十三条の二十二）

第四章 資金清算

第一節 総則（第六十四条—第六十八条）

第二節 業務（第六十九条—第七十五条）

第三節 監督（第七十六条—第八十二条）

第四節 雑則（第八十三条—第八十六条）

第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第九十八条）

第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百一条）

第七章 雑則（第一百二条—第一百六条）

第八章 罰則（第一百七条—第一百八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、仮想通貨の交換等及び銀行等の間で生じた為替取

施，以有助提升資金決算體系之安全性、效率性及便利性。

（定義）

第二條

- 1 本法之「預付式支付載具發行者」，係指第三條第六項規定之自家型發行者及同條第七項規定之第三者型發行者。

- 2 本法之「資金移動業」，係指銀行等以外之人以經營匯兌交易（限於以政令所定小額交易者之情形。）為業者。

- 3 本法之「資金移動業者」，係指依第三十七條為登記者。

- 4 本法之「外國資金移動業者」，係指依相當於本法之外國法令的規定，於該外國依與第三十七條之登記為同種類之登記（包含類似於該登記之許可及其他行政處分。），並以經營匯兌交易為業者。

- 5 本法之「虛擬貨幣」，係指下列情形。
 - 一 於購買或借用物品、或接受勞務之提供時，為清償該等對價，而得對不特定人使用、且得以不特定人為相對人進行購買及出售之具財產價值（限於以電子方法記錄於電子機器等物者，但不含本國貨幣、外國貨幣及以貨幣計算之資

引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条

- 1 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、次条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。
- 2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引（少額の取引として政令で定めるものに限る。）を業として営むことをいう。
- 3 この法律において「資金移動業者」とは、第三十七条の登録を受けた者をいう。
- 4 この法律において「外国資金移動業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。
- 5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電

產。於次款中，亦同。）），並得利用電子資訊處理組織移轉者。

二 得以不特定之人為相對人，互相交換前款所定情形之具有財產價值、並得利用電子資訊處理組織移轉者。

6 本法之「以貨幣計算之資產」，係指以本國貨幣或外國貨幣表示、或以本國貨幣或外國貨幣計算作為進行債務之履行、退款及其他準於該等情形（以下於本項中稱「債務之履行等」。）之資產。於此情形，利用以貨幣計算之資產為債務之履行等之資產，視為以貨幣計算之資產。

7 本法之「虛擬貨幣交換業」，係指以從事下列行為之一為業者，「虛擬貨幣之交換等」，係指第一款及第二款所定之行為。

一 虛擬貨幣之買賣或與其他虛擬貨幣之交換。

二 媒介、轉介或代理前款所定行為。

三 關於為前二款所定之行為，管理利用人之金錢或虛擬貨幣者。

8 本法之「虛擬貨幣交換業者」，係指依第六十三條之二為登記

子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 6 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。
- 7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。
 - 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
 - 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
 - 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。
- 8 この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第六十三条

者。

- 9 本法之「外國虛擬貨幣交換業者」，係指依相當於本法之外國法令的規定，於該外國依與第六十三條之二之登記為同種類之登記（包含類似於該登記之許可及其他行政處分。），從事虛擬貨幣交換業者。
- 10 本法之「資金清算業」，係指為清算與匯兌交易有關之債權債務，以承擔債務、更改等方法，從事承擔基於銀行等間所生匯兌交易之債務為業者。
- 11 本法之「資金清算機構」，係指受有第六十四條第一項之許可者。
- 12 本法之「認定資金決算事業者協會」，係指受有依第八十七條規定所認定之一般社團法人。
- 13 本法之「指定解決爭議機構」，係指受有依第九十九條第一項規定所指定者。
- 14 本法之「解決爭議等業務」，係指與申訴處理程序（指處理關於資金移動業或虛擬貨幣交換業之申訴的程序。）及解決爭議程序（指就關於資金移動業或虛擬貨幣交換業之爭議，當事人得和解之情形，尋求不依訴訟程序而解決之程序。除第一百條第三項外，以下同。）有關之業務及其附隨業務。

の二の登録を受けた者をいう。

- 9 この法律において「外国仮想通貨交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう。
- 10 この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。
- 11 この法律において「資金清算機関」とは、第六十四条第一項の免許を受けた者をいう。
- 12 この法律において「認定資金決済事業者協会」とは、第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。
- 13 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。
- 14 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（資金移動業又は仮想通貨交換業に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（資金移動業又は仮想通貨交換業に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第百条第三項を除き、以下同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

- 15 本法之「解決爭議等業務之種類別」，係指與解決爭議等業務有關之資金移動業務（指與資金移動業者經營之匯兌交易有關之業務。於第五十一條之二第一項第一款中，亦同。）及虛擬貨幣交換業務（指與虛擬貨幣交換業者所為第七項各款所定行為有關之業務。於第六十三條之十二第一項第一款中，亦同。）之種類別。
- 16 本法之「信託公司等」，係指受有依信託業法（2004年法律第一百五十四號）第三條或第五十三條第一項之許可的信託公司或外國信託公司、或受有依金融機構兼營信託業務法（1943年法律第四十三號）第一條第一項之認可的金融機構。
- 17 本法之「銀行等」，係指下列情形。
- 一 銀行法（1981年法律第五十九號）第二條第一項規定之銀行。
 - 二 長期信用銀行法（1952年法律第一百八十七號）第二條規定之長期信用銀行。
 - 三 信用金庫。
 - 四 信用金庫連合會。
 - 五 勞動金庫。
 - 六 勞動金庫連合會。

- 15 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務（資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の二第一項第一号において同じ。）及び仮想通貨交換業務（仮想通貨交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）の種別をいう。
- 16 この法律において「信託会社等」とは、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。
- 17 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
 - 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
 - 三 信用金庫
 - 四 信用金庫連合会
 - 五 労働金庫
 - 六 労働金庫連合会

- 七 信用合作社。
 - 八 從事中小企業等信用合作社法（1949年法律第一百八十一號）第九條之九第一項第一款之事業的合作社連合會。
 - 九 從事農業合作社法（1947年法律第一百三十二號）第十條第一項第三款之事業的農業合作社。
 - 十 從事農業合作社法第十條第一項第三款之事業的農業合作社連合會。
 - 十一 從事水產業合作社法（1948年法律第二百四十二號）第十一條第一項第四款之事業的漁業合作社。
 - 十二 從事水產業合作社法第八十七條第一項第四款之事業的漁業合作社連合會。
 - 十三 從事水產業合作社法第九十三條第一項第二款之事業的水產加工業合作社。
 - 十四 從事水產業合作社法第九十七條第一項第二款之事業的水產加工業合作社連合會。
 - 十五 農林中央金庫。
 - 十六 股份有限公司商工組合中央金庫。
- 18 本法之「開始破產程序之聲請等」，係指開始破產程序之聲請、開始債務清理程序之聲請、開始重整程序之聲請、開始

- 七 信用協同組合
 - 八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
 - 九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十
条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
 - 十 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協
同組合連合会
 - 十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二
号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
 - 十二 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行
う漁業協同組合連合会
 - 十三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行
う水産加工業協同組合
 - 十四 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行
う水産加工業協同組合連合会
 - 十五 農林中央金庫
 - 十六 株式会社商工組合中央金庫
- 18 この法律において「破産手続開始の申立て等」とは、破産
手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始

特別清算之聲請或承認外國處理破產程序之聲請（包含依外國法令，相當於該等程序之聲請。）。

- 19 本法之「銀行法等」，係指銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（1951年法律第二百三十八號）、勞動金庫法（1953年法律第二百二十七號）、中小企業等合作社法、由合作社組成之金融事業法（1949年法律第一百八十三號）、農業合作社法、水產業合作社法、農林中央金庫法（2001年法律第九十三號）或股份有限公司商工組合中央金庫法（2007年法律第七十四號）。

第二章 預付式支付載具

第一節 總則

（定義）

第三條

1 本章之「預付式支付載具」，係指下列情形。

- 一 取得對應於記載於票證、電子機器等物（以下於本章中稱「票證等」。）、或以電磁性方法（指未能依電子方法、磁氣方法等以人之知覺而認識之方法。以下於本項中，亦同。）記載之金額（包含將金額以可確認之以「度」等單位換算而表示之該單位數。以下於本款及第三項中，亦同。）的對價，而被發行之票證等或號碼、記號及其他符號（包含取得對應於以電磁性方法記載於票證等之金額而

の申立て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。

- 19 この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。

第二章 前払式支払手段

第一節 総則

（定義）

第三条

- 1 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に必ず

加計該金額紀錄之情形。）、且於為自其發行者或該發行人指定之人（於次款中稱「發行者等」。）購買或借用物品、或接受勞務之提供時，得作為其對價之清償，以提示、交付或通知等方法而使用者。

二 取得對應於記載於票證等、或以電磁性方法記載之物品或勞務之數量的對價，而被發行之票證等或號碼、記號及其他符號（包含取得對應於以電磁性方法記載於票證等之物品或勞務的數量之對價而加計該數量紀錄之情形。）、且以對發行者等為提示、交付、通知等方法，得請求給付該物品或提供該勞務者。

2 本章之「基準日未使用餘額」，係指發行預付式支付載具者於每年三月三十一日及九月三十日（以下於本章中稱「基準日」。）止，就已發行之全部預付式支付手段之各該基準日的未使用餘額（指對應於以下各款所定預付式支付手段之區分，各該款所定之金額。）總額，依內閣府令規定算出之金額。

一 前項第一款之預付式支付載具 各該基準日得充為對價之清償的金額。

る対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

- 二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

- 2 この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに発行したすべての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。

- 一 前項第一号の前払式支払手段 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額

- 二 前項第二款之預付式支付載具 各該基準日得請求給付或提供之物品或勞務的數量，其依內閣府令所定換算為金錢之金額。
- 3 本章之「支付可能金額等」，於第一項第一款之預付式支付載具的情形，係指其發行時得充為對價之清償的金額；於同項第二款之預付式支付載具的情形，係指其發行時得請求給付或提供之物品或勞務的數量。
- 4 本章之「自家型預付式支付載具」，係指限於自發行預付式支付載具者（包含以政令所定與該發行者有密切關係者（於第四條第五款及第三十二條中，稱「密切關係者」。）。以下於本項中，亦同。）購入或借用物品、或接受勞務之提供時，得使用於其對價之清償的預付式支付載具、或僅得對發行預付式支付手段者請求物品之給付或勞務之提供的預付式支付載具。
- 5 本章之「第三者型預付式支付載具」，係指自家型預付式手段以外之預付式支付手段。
- 6 本章之「自家型發行者」，係指提出第五條第一項之報備文書者（不含依第三十三條第一項規定提出廢止發行業務全部之報備、且依第二十條第一項規定完成退款者。）。
- 7 本章之「第三者型發行者」，係指完成第七條之登記的法人。

- 二 前項第二号の前払式支払手段 当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額
- 3 この章において「支払可能金額等」とは、第一項第一号の前払式支払手段にあってはその発行された時において代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあってはその発行された時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。
- 4 この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において「密接関係者」という。）を含む。以下この項において同じ。）から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。
- 5 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。
- 6 この章において「自家型発行者」とは、第五条第一項の届出書を提出した者（第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であって、第二十条第一項の規定による払戻しを完了した者を除く。）をいう。
- 7 この章において「第三者型発行者」とは、第七条の登録を

8 本章之「基準期間」，係指基準日之次日起至次一基準日止之期間。

（排除適用）

第四條

下列之預付式支付載具，不適用本章之規定。

- 一 以政令所定之乘車券、入場券及其他準於此等票證者。
- 二 限於以政令規定自發行日起得於一定期間內使用之預付式支付載具。
- 三 中央或地方公共團體（於次款中稱「中央等」。）發行之預付式支付載具。
- 四 依法律直接設立之法人、依特別法以特別之設立行為而設立之法人或依特別法以地方公共團體為設立者而設立之法人，其資金或出資額之全部係來自中央等之出資者、及其他準於中央等之機關依政令所定之法人所發行的預付式支付手段。
- 五 僅對發行者（包含密切關係者。）之從業人員發行之自家型預付式支付手段（限於規定僅該從業人員使用。）、及其他類似於此種情形並依政令所定之預付式支付載具。

受けた法人をいう。

- 8 この章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。

(適用除外)

第四条

次に掲げる前払式支払手段については、この章の規定は、適用しない。

- 一 乗車券、入場券その他これらに準ずるものであって、政令で定めるもの
- 二 発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段
- 三 国又は地方公共団体（次号において「国等」という。）が発行する前払式支払手段
- 四 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となって設立された法人であって、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずるものとして政令で定める法人が発行する前払式支払手段
- 五 専ら発行する者（密接関係者を含む。）の従業員に対して発行される自家型前払式支払手段（専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして政令で定める前払式支払手段

六 基於分期付款販賣法（1961年法律第一百五十九號）及其他法律規定，與採取為保全預付款措施之交易有關的預付式支付載具，而以政令所定者。

七 為該利用者之利益，僅於為商行為之交易而使用的預付式支付載具。

第二節 自家型發行者

（自家型發行者之報備）

第五條

1 發行預付式支付載具之法人（包含無人格之社團或財團，訂有代表人或管理人者。）或個人中，僅發行自家型預付式支付載具者，於基準日時，其自家型預付式支付載具之基準日未使用餘額，自開始發行時起，第一次超過基準額（指第十四條第一項規定之基準額。）時，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣提出記載下列事項之報備文書。廢止自家型預付式支付手段發行業務之全部後，再次開始發行時，亦同。

一 姓名、商號或名稱及住所。

二 於法人之情形，資本金或出資額。

三 與預付式支付載具之發行業務有關之營業所或事務所的名

- 六 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式支払手段として政令で定めるもの
- 七 その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段

第二節 自家型発行者

（自家型発行者の届出）

第五条

- 1 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなったときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

- 一 氏名、商号又は名称及び住所
- 二 法人にあつては、資本金又は出資の額
- 三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の

稱及所在地。

四 於法人之情形（包含無人格之社團或財團，定有代表人或管理人者。），其代表人或管理人之姓名。

五 該基準日之基準日未使用餘額。

六 預付式支付載具之種類、名稱及支付可能金額等。

七 購入或借用物品、或接受勞務之提供時，設有為清償其對價而得使用、或請求物品之給付或勞務之提供的期間或期限者，該期間或期限。

八 預付式支付載具發行業務之內容及方法。

九 關於預付式支付載具之發行及利用，因應利用者的申訴或諮詢之營業所或事務所之所在地及聯絡方法。

十 其他以內閣府令所定事項。

2 前項之報備文書，應附加關於財務之文件及其他以內閣府令所定文件。

3 自家型發行者於有第一項各款所列任一事項（不含第五款。）之變更時，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

名称及び所在地

- 四 法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名
 - 五 当該基準日における基準日未使用残高
 - 六 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等
 - 七 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
 - 八 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法
 - 九 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
 - 十 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
 - 3 自家型発行者は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（自家型發行者名冊）

第六條

內閣總理大臣就自家型發行者，應製作自家型發行者名冊，將其供公眾閱覽。

第三節 第三者型發行者

（第三者型發行者之登記）

第七條

第三者型預付式支付載具之發行業務，非為受內閣總理大臣之登記的法人，不得為之。

（登記之申請）

第八條

1 為受前條之登記者，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣提出記載以下所列事項之登記申請書。

一 商號或名稱及住所。

二 資本金或出資額。

三 與預付式支付載具之發行業務有關之營業所或事務所之名稱及所在地。

四 董事之姓名或名稱。

五 預付式支付載具之種類、名稱及支付可能金額等。

(自家型発行者名簿)

第六条

内閣総理大臣は、自家型発行者について、自家型発行者名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

第三節 第三者型発行者

(第三者型発行者の登録)

第七条

第三者型前払式支払手段の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。

(登録の申請)

第八条

- 1 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 商号又は名称及び住所
 - 二 資本金又は出資の額
 - 三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 役員の名又は名称
 - 五 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等

六 購入或借用物品或接受勞務之提供時，設有為清償其對價而得使用或請求物品之給付或勞務之提供的期間或期限者，該期間或期限。

七 預付式支付載具發行業務之內容及方法。

八 關於預付式支付載具之發行及利用，因應利用者的申訴或諮詢之其營業所或事務所之所在地及聯絡方式。

九 其他以內閣府令所定事項。

2 前項登記申請書應附加誓約無該當於第十條第一項各款情形之文書、關於財務之文件及其他以內閣府令所定文件。

（第三者型發行者登記簿）

第九條

1 於有第七條登記之申請時，除有依第十條第一項之規定拒絕其登記者的情形外，內閣總理大臣應登記以下所列事項於第三者型發行者登記簿。

一 第八條第一項各款所列事項。

二 登記年月日及登記編號。

2 內閣總理大臣依前項規定為登記時，應即時地通知申請登記者該意旨。

- 六 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
- 七 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法
- 八 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
- 九 その他内閣府令で定める事項

- 2 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(第三者型発行者登録簿)

第九条

- 1 内閣総理大臣は、第七条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 內閣總理大臣應將第三者型發行者登記簿供公眾閱覽。

（拒絕登記）

第十條

1 申請登記者有該當於以下各款情形之一、或就登記申請書或其附加文件中之重要事項，有記載不實或欠缺記載重要事實者，內閣總理大臣應拒絕其登記。

一 非法人者（包含依外國法令設立之法人而於國內無營業所或事務所之情形。）。

二 非該當於以下任一情形之法人。

A. 依發行之預付式支付載具得利用之地域範圍等情事，純資產額超過以政令所定金額之法人。

B. 以政令所定非以營利為目的之法人。

三 未採取必要措施，以確保得依預付式支付載具購入或借用、或接受給付之物品、或接受提供之勞務，無危害公共秩序或善良風俗、或無危害之虞的法人。

四 未完備為對加盟店（指得依預付式支付載具購入或借用、或接受給付之物品的販賣者或出租者、或得接受提供之勞務的提供者。於第三十二條中，亦同。）適當地進行支付

- 3 内閣総理大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(登録の拒否)

第十条

- 1 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 法人でないもの（外国の法令に準拠して設立された法人で国内に営業所又は事務所を有しないものを含む。）
- 二 次のいずれにも該当しない法人
- イ 純資産額が、発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲その他の事情に照らして政令で定める金額以上である法人
- ロ 営利を目的としない法人で政令で定めるもの
- 三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人
- 四 加盟店（前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品の販売者若しくは貸出人又は提供を受けることができる役務の提供者を

之必要體制的法人。

五 未完備為遵守本章規定之必要體制的法人。

六 使用與其他第三者型發行者使用之商號或名稱相同的商號或名稱，或使用有被誤認為其他第三者型發行者之虞的商號或名稱之法人。

七 依第二十七條第一項或第二項規定，被撤銷第七條之登記；或依相當於本法（限於本章之規定及與各該規定有關之第八章的規定。以下於本項中，亦同。）之外國法令的規定，於該國所受同種類之登記（包含類似於該登記之許可及其他行政處分。於第九款E，亦同。）被撤銷、自該撤銷之日起未滿三年之法人。

八 依本法或相當於本法之外國法令之規定，遭處罰金刑（包含依相當於此之外國法令而宣告之刑。於次款D，亦同。），且該刑執行完畢、或免其刑之執行之日起未滿三年之法人。

九 董事中有該當於以下各目情形之一者的法人。

A. 成年受監護宣告人或受輔助監護宣告人、或依外國法令上相當於該等情形者。

いう。第三十二条において同じ。)に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人

- 五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
- 六 他の第三者型発行者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の第三者型発行者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人
- 七 第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消され、又はこの法律（この章の規定及び当該規定に係る第八章の規定に限る。以下この項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第九号ホにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人
- 八 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号ニにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
- 九 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

- B. 受破產宣告而未復權者、或依外國法令相當於該情形者。
 - C. 受處徒刑以上之刑（含相當於此之依外國法令之刑。）、且自該刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿三年者。
 - D. 依本法或相當於本法之外國法令之規定，受罰金刑、且自該刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿三年者。
 - E. 第三者型發行者依第二十七條第一項或第二項之規定被撤銷第七條之登記；或法人依相當於本法之外國法令，於該外國所受同種類之登記被撤銷之情形，於該撤銷之日前三十日以內為該法人之董事、且自該撤銷之日起未滿三年及其他以政令所定準於此情形者。
- 2 內閣總理大臣依前項規定拒絕登記時，應即時地開示其理由、並通知登記申請人該意旨。

（變更之報備）

第十一條

- 1 第三者型發行者於有第八條第一項各款所列任一事項之變更時，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - ニ この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - ホ 第三者型発行者が第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から三年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第十一条

- 1 第三者型発行者は、第八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理

- 2 內閣總理大臣於受理依前項規定之報備時，應將報備之事項登記於第三者型發行者登記簿。

（借名之禁止）

第十二條

第三者型發行者不得以自己之名義，使他人從事第三者型預付式支付載具之發行業務。

第四節 資訊之提供、發行保證金之提存及其他義務

（資訊之提供）

第十三條

- 1 預付式支付載具發行者於發行預付式支付載具時，應依內閣府令所定，提供予利用者關於以下所列事項之資訊。

一 姓名、商號或名稱。

二 預付式支付載具之支付可能金額等。

三 購入或借用物品、或接受勞務之提供時，設有得使用於為清償其代價、或請求給付物品或提供勞務之期間或期限者，該期間或期限。

四 為因應關於預付式支付載具之發行及利用之利用者的申訴

大臣に届け出なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条

第三者型発行者は、自己の名義をもって、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせてはならない。

第四節 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務

(情報の提供)

第十三条

- 1 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報を利用者に提供しなければならない。

一 氏名、商号又は名称

二 前払式支払手段の支払可能金額等

三 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

四 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情

或諮詢，其營業所或事務所之所在地及聯絡方法。

五 其他以內閣府令所定事項。

- 2 預付式支付載具發行者加入之認定資金決算事業者協會，將與該預付式支付手段發行者有關之前項第四款及第五款所列事項，使預付式支付載具之利用者周知時，及其他以內閣府令所定之情形，該預付式支付載具發行者，不受同項之規定之拘束，不須就該事項提供同項所規定之資訊。

（發行保證金之提存）

第十四條

- 1 預付式支付載具發行者於基準日未使用餘額超過以政令所定之金額（以下於本章中稱「基準額」。）時，應將相當於該基準日未使用餘額二分之一以上金額（以下於本章中稱「應提存額」。）之額度的發行保證金，依內閣府令所定，提存於距主要營業所或事務所最近之提存所。
- 2 預付式支付載具發行者因第三十一條第一項之實行權利程序之終了及其他事實之發生，致發行保證金之金額（包含第十五條規定之保全金額及第十六條第一項規定之信託財產額之合計額。於第十八條第二款及第二十三條第一項第三款中，亦同。）不足於該事實發生日之最近基準日之應提存額（於依第二十條第一項規定之退款程序、或第三十一條第一項之實行權利程序終了日之最近基準日之情形，為視為無與該等程序有關之預付式支付載具而依內閣府令所定方法計算之金額）時，應依內閣府令所定，提存該不足額，並即時地向內閣總理大臣報

又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

五 その他内閣府令で定める事項

- 2 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る前項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合その他の内閣府令で定める場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。

(発行保証金の供託)

第十四条

- 1 前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令で定める額（以下この章において「基準額」という。）を超えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一の額（以下この章において「要供託額」という。）以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
- 2 前払式支払手段発行者は、第三十一条第一項の権利の実行の手續の終了その他の事実の発生により、発行保証金の額（次条に規定する保全金額及び第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額を含む。第十八条第二号及び第二十三条第一項第三号において同じ。）がその事実が発生した日の直前の基準日における要供託額（第二十条第一項の規定による払戻しの手續又は第三十一条第一項の権利の実行の手續が終了した日の直前の基準日にあつては、これらの手續に係る前払式支払手段がないものとみなして内閣

備該意旨。

- 3 發行保證金得以國債證券、地方債證券及其他以內閣府令所定債券（包含公司債、股份等之轉換法（2001年法律第七十五號）第二百七十八條第一項規定之轉換債。於第十六條第三項中，亦同。）充之。於此情形，該債券之評價額依內閣府令所定計算之。

（發行保證金保全契約）

第十五條

預付式支付載具發行者得依政令所定，締結發行保證金保全契約（指滿足以政令所定要件之銀行及其他以政令所定者，為預付式支付載具發行者之利益，應內閣總理大臣之命令，提存發行保證金之契約。以下於本章中，亦同。），並於向內閣總理大臣報備該意旨時，於該發行保證金保全契約效力存續期間中，就保全金額（指於該發行保證金保全契約提存之金額。於第十七條中，亦同。），得不提存發行保證金之全部或一部。

（發行保證金信託契約）

第十六條

- 1 預付式支付載具發行者得與信託公司等，締結發行保證金信託契約（指該信託公司等應內閣總理大臣之命令，以將信託財產充為提存發行保證金之目的，而管理該信託財產或其他為

府令で定める方法により計算された額)に不足することとなったときは、内閣府令で定めるところにより、その不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 3 発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第十六条第三項において同じ。）をもってこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（発行保証金保全契約）

第十五条

前払式支払手段発行者は、政令で定めるところにより、発行保証金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が前払式支払手段発行者のために内閣総理大臣の命令に応じて発行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該発行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。第十七条において同じ。）につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

（発行保証金信託契約）

第十六条

- 1 前払式支払手段発行者は、信託会社等との間で、発行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を発行保証金の供託に充てることを信託の目的

達成該目的而為必要之行為的信託契約。以下於本章中，亦同。）, 並於受內閣總理大臣承認時, 於基於該發行保證金信託契約而信託信託財產期間中, 就該信託財產之金額, 得不提存發行保證金之全部或一部。

2 發行保證金信託契約應包含下列事項之內容。

一 締結發行保證金信託契約之預付式支付載具發行者, 應以所發行之預付式支付手段之保有人為受益人。

二 設置受益人代理人。

三 應內閣總理大臣之命令, 信託公司等應將信託財產換價並提存之。

四 其他以內閣府令所定之事項。

3 基於發行保證金信託契約而信託之信託財產的種類, 限於金錢或存款 (限於以內閣府令所定者。)、國債證券、地方債證券及其他以內閣府令所定之債券。於此情形, 該債券之評價額依內閣府令所定計算之。

(提存命令)

第十七條

內閣總理大臣為保護預付式支付載具之利用者的利益, 於認有

として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該発行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

- 2 発行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。
 - 一 発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の保有者を受益者とすること。
 - 二 受益者代理人を置いていること。
 - 三 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。
 - 四 その他内閣府令で定める事項
- 3 発行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（供託命令）

第十七条

内閣総理大臣は、前払式支払手段の利用者の利益の保護のため

必要時，得對締結發行保證金保全契約或發行保證金信託契約之預付式支付載具發行者、或其契約之相對人，命令其應提存保全金額或將信託財產換價之金額的全部或一部。

（發行保證金之取回等）

第十八條

發行保證金該當於以下各款情形之一者，得以政令所定，取回其全部或一部。

- 一 基準日未使用餘額低於基準額時。
- 二 發行保證金之額度超過須提存額時。
- 三 第三十一條第一項之實行權利程序終了時。
- 四 除前三款規定外，於無礙保護預付式支付載具之利用者利益之情形，以政令所定者。

（發行保證金之變更保管等手續）

第十九條

除本節之規定者外，預付式支付載具發行者之主要營業所或事務所之所在地變更時，關於發行保證金之變更保管及其他發行保證金之提存的必要事項，以內閣府令及法務省令定之。

（對保有者之預付式支付載具的退款）

第二十條

1 預付式支付載具發行者有該當於下列各款情形之一者，應對預

めに必要があると認めるときは、発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約を締結した前払式支払手段発行者又はこれらの契約の相手方に対し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

(発行保証金の取戻し等)

第十八条

発行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

- 一 基準日未使用残高が基準額以下であるとき。
- 二 発行保証金の額が要供託額を超えるとき。
- 三 第三十一条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、前払式支払手段の利用者の利益の保護に支障がない場合として政令で定める場合

(発行保証金の保管替えその他の手続)

第十九条

この節に規定するもののほか、前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他発行保証金の供託に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第二十条

- 1 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する

付式支付載具之保有者，就該預付式支付載具之餘額，退還以內閣府令所定金額。

一 廢止發行預付式支付載具業務之全部或一部者（不含因繼承、事業讓與合併或公司分割等事由，該業務被繼受之情形。）。

二 該預付式支付載具發行者為第三者型發行者時，依第二十七條第一項或第二項之規定，被撤銷第七條之登記者。

三 其他以內閣府令所定之情形。

2 預付式支付載具發行者依前項規定退款時，應依內閣府令所定，公告下列事項，同時將該事項相關資訊，提供予與該退款有關之預付式支付載具之保有者。

一 為該退款之意旨。

二 與該退款有關之預付式支付載具之保有者，應於不少於六十日以上之一定期間內申報債權。

三 未於前款期間內申報債權之預付式支付載具之保有者，將被排除於該退款之手續。

四 其他以內閣府令所定之事項。

ときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

- 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）
 - 二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。
 - 三 その他内閣府令で定める場合
- 2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。
- 一 当該払戻しをする旨
 - 二 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと。
 - 三 前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと。
 - 四 その他内閣府令で定める事項

- 3 公司法（2005年法律第八十六號）第九百四十條第一項（限於與第三款有關部分。）及第三項規定，於預付式支付載具發行者（限於公司。）以電子公告（指同法第二條第三十四款規定之電子公告。於次項中，亦同。）為依前項規定之公告者，準用之。於此情形，必要之技術上的替換文字，以政令定之。

- 4 公司法第九百四十條第一項（限於與第三款有關部分。）及第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及第九百五十五條之規定，於預付式支付載具發行者（限於外國公司。）以電子公告為第二項規定之公告者，準用之。於此情形，必要之技術上的替換文字，以政令定之。

- 5 預付式支付載具發行者，除第一項各款所定情形外，就其發行之預付式支付手段，不得退還予保有者。但退還之金額為小額及其他等無影響預付式支付載具發行業務之健全營運之虞，而依內閣府令所定之情形，不在此限。

（資訊之安全管理）

第二十一條

預付式支付載具發行者，應依內閣府令所定，為防止與該發行業務有關之資訊的洩漏、滅失或毀損及其他該資訊之安全管理，採取必要之措施。

- 3 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、前払式支払手段発行者（会社に限る。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により前項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、前払式支払手段発行者（外国会社に限る。）が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 前払式支払手段発行者は、第一項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（情報の安全管理）

第二十一条

前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その発行の業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（關於申訴之處理的措施）

第二十一條之二

預付式支付載具發行者應採取必要之措施，以適當且迅速地處理關於預付式支付載具之發行及利用的利用者之申訴。

第五節 監督

（帳冊文件）

第二十二條

預付式支付載具發行者應依內閣府令所定，製作該預付式支付載具之發行業務的相關帳冊文件，並保存之。

（報告書）

第二十三條

1 預付式支付載具發行者應於每一基準日，依內閣府令所定，製作記載下列事項之預付式支付載具發行業務之相關報告書，提出予內閣總理大臣。

一 於包含該基準日在內之基準期間中，已發行之預付式支付載具之發行額。

二 該基準日之預付式支付載具之基準日未使用餘額。

三 與該基準日未使用餘額有關之發行保證金金額。

(苦情処理に関する措置)

第二十一条の二

前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

第五節 監督

(帳簿書類)

第二十二条

前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第二十三条

- 1 前払式支払手段発行者は、基準日ごとに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した前払式支払手段の発行の業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額
 - 二 当該基準日における前払式支払手段の基準日未使用残高
 - 三 当該基準日未使用残高に係る発行保証金の額

四 其他以內閣府令所定事項。

- 2 前項報告書中，應附加財務相關文件及其他以內閣府令所定文件。
- 3 關於自基準日未使用餘額低於基準額之基準日的次日起，至該基準日以後之基準日、並為基準日未使用餘額再次超過基準額之基準日的前一日止，其間之基準日，於自家型發行者，第一項之規定，不適用之。

（進入檢查等）

第二十四條

- 1 內閣總理大臣為確保預付式支付載具發行者之發行業務健全且適當地營運，於認有必要時，得命令該預付式支付載具發行者，提出關於該預付式支付載具發行者之業務或財產的報告或資料，以為參考；或得命其職員進入該預付式支付手段發行者之營業所、事務所等設施，詢問其業務或財產狀況之相關事項、或檢查帳冊文件等物件。
- 2 內閣總理大臣為確保預付式支付載具發行者之發行業務健全且適當地營運，於認有特別必要時，得於必要限度內，命令自該預付式支付載具發行者受業務委託者（包含自該受託者受委託（含超過二個階段以上之委託。）者。以下於本條及第三十二條中，亦同。），提出關於該預付式支付載具發行者之業務或財產之報告或資料，以為參考；或得命其職員進入自該預付式支付載具發行者受業務委託者之設施，詢問該預付式支付載具

四 その他内閣府令で定める事項

- 2 前項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 自家型発行者については、基準日未使用残高が基準額以下となった基準日の翌日から当該基準日以後の基準日であって再び基準日未使用残高が基準額を超えることとなった基準日の前日までの間の基準日については、第一項の規定は、適用しない。

(立入検査等)

第二十四条

- 1 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該前払式支払手段発行者に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条及び第三十二条において同じ。）に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報

發行者之業務或財產狀況的相關事項、或檢查帳冊文件等物件。

- 3 前項之自預付式支付載具發行者受業務委託者，於有正當理由時，得拒絕提出同項規定之報告或資料、或拒絕詢問或檢查。

（改善業務命令）

第二十五條

內閣總理大臣就預付式支付載具發行者之預付式支付載具發行業務，於認有損害預付式支付載具利用者之利益的事實時，於為保護該利用者之利益的必要限度內，得命令該預付式支付載具發行者，採取改善該業務營運之必要措施。

（對自家型發行者之停止業務命令）

第二十六條

自家型發行者有該當於下列各款情形之一者，內閣總理大臣得定六個月以內之期間，命令停止其發行業務之全部或一部。

一 違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分時。

二 與其發行之預付式支付載具有關之第三十一條第一項的權利有被實行之虞者，認有必要防止該預付式支付載具利用

告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第二十五条

内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実があると認めるときは、その利用者の利益の保護のために必要な限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、当該業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自家型発行者に対する業務停止命令)

第二十六条

内閣総理大臣は、自家型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその発行の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 二 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該

者之受害的擴大時。

（對第三者型發行者之登記的撤銷等）

第二十七條

1 第三者型發行者有該當於下列各款情形之一者，內閣總理大臣得撤銷第七條之登記、或定六個月以內之期間，命令停止該第三者型預付式支付載具之發行業務的全部或一部。

一 有該當於第十條第一項各款之情形時。

二 以不正當手段受第七條之登記時。

三 違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分時。

四 與其發行之預付式支付載具有關之第三十一條第一項的權利有被實行之虞者，認有必要防止該預付式支付載具利用者之受害的擴大時。

2 內閣總理大臣無從確知第三者型發行者之營業所或事務所之所在地、或無從確知代表第三者型發行者之董事的所在時，於依內閣府令所定公告該事實、並於公告後經三十日仍未有來自該第三者型發行者之申報時，得撤銷該第三者型發行者之第七條的登記。

前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。

(第三者型発行者に対する登録の取消し等)

第二十七条

- 1 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第十条第一項各号に該当することとなったとき。
 - 二 不正の手段により第七条の登録を受けたとき。
 - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - 四 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。
- 2 内閣総理大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第七条の登録を取り消すことができる。

3 依前項規定所為之處分，不適用行政程序法（1993年法律第八十八號）第三章之規定。

（登記之塗銷）

第二十八條

內閣總理大臣依前條第一項或第二項之規定，撤銷第七條之登記時、或依第三十三條第二項之規定，第七條之登記失其效力時，應塗銷該登記。

（監督處分之公告）

第二十九條

內閣總理大臣依第二十六條、第二十七條第一項或第二項之規定為處分時，應依內閣府令所定，公告其意旨。

第六節 其他

（基準日之相關特例）

第二十九條之二

1 預付式支付載具發行者依內閣府令所定，將記載要受適用本項規定之意旨及其他以內閣府令所定事項之報備書，提出予內閣總理大臣時，就提出該報備書之日後的該預付式支付載具發行者適用第三條第二項之規定，同項中之「及九月三十日」更改為「、六月三十日、九月三十日及十二月三十一日」，適用本章之規定。於此情形，必要之技術上的替換文字，以政令定之。

- 3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第二十八条

内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消したとき、又は第三十三条第二項の規定により第七条の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分 of 公告）

第二十九条

内閣総理大臣は、第二十六条又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六節 雑則

（基準日に係る特例）

第二十九条の二

- 1 前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該届出書を提出した日後における当該前払式支払手段発行者についての第三条第二項の規定の適用については、同項中「及び九月三十日」とあるのは、「、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日」として、この章の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 受前項規定之適用的預付式支付載具發行者，依內閣府令所定，將記載要停止受適用同項規定之意旨及其他以內閣府令所定事項之報備書，提出予內閣總理大臣時，就該預付式支付載具發行者，於提出該報備書之日（於該提出之日所屬之基準期間為自特例基準日（指每年六月三十日及十二月三十一日。）之次日起至下一通常基準日（指每年三月三十一日及九月三十日。以下於本項中，亦同。）止之期間的情形，為該通常基準日。以下於本項中，亦同。）後，不適用前項之規定。但該預付式支付載具發行者於該提出日後重新提出同項之報備書者，不在此限。

- 3 受第一項規定之適用的預付式支付載具發行者，非自提出同項之報備書之日起算，經以政令所定期間之日後，不得提出前項本文之報備書。

- 4 提出第二項本文之報備書的預付式支付載具發行者，非自提出該報備書之日起算，經以政令所定期間之日後，不得提出第一項之報備書。

（自家型預付式支付載具發行業務之繼受的相關特例）

第三十條

- 1 預付式支付載具發行者以外之人因繼承、事業讓渡、合併或公司分割等事由，自預付式支付載具發行者繼受自家型預付式支付載具發行業務者（不含繼受第三者型預付式支付載具之發行業務的情形。），於與該業務之繼受有關之自家型預付式支付

- 2 前項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該前払式支払手段発行者については、当該届出書を提出した日（当該提出した日の属する基準期間が特例基準日（毎年六月三十日及び十二月三十一日をいう。）の翌日から次の通常基準日（毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下この項において同じ。）までの期間である場合にあっては、当該通常基準日。以下この項において同じ。）後は、前項の規定は、適用しない。ただし、当該前払式支払手段発行者が、当該提出した日後新たに同項の届出書を提出したときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者は、同項の届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、前項本文の届出書を提出することができない。
- 4 第二項本文の届出書を提出した前払式支払手段発行者は、当該届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、第一項の届出書を提出することができない。

（自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例）

第三十条

- 1 前払式支払手段発行者以外の者が相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により前払式支払手段発行者から自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合（第三者型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合を

載具被繼受之日前最近之基準日未使用餘額超過基準額時，該預付式支付載具發行者以外之人，視為發行該自家型預付式支付載具之自家型發行者，適用本法（不含第五條。）之規定。

- 2 依前項規定被視為自家型發行者之人，應即時地將記載下列事項之報備書，提出予內閣總理大臣。
 - 一 已繼受自家型預付式支付載具之發行業務的意旨。
 - 二 第五條第一項第一款至第四款所列事項。
 - 三 自家型預付式支付載具被繼受之日前最近之基準日未使用餘額。
 - 四 與繼受之自家型預付式支付載具有關之第五條第一項第六款至第十款所列事項。
- 3 前項之報備書應附加財務相關文件及其他以內閣府令所定文件。
- 4 依第一項規定被視為自家型發行者之人，於有第二項第二款或第四款所列事項之任一情形的變更者，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

除く。)において、当該業務の承継に係る自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直前の基準日未使用残高が基準額を超えるときは、当該前払式支払手段発行者以外の者を当該自家型前払式支払手段を発行する自家型発行者とみなして、この法律（第五条を除く。）の規定を適用する。

- 2 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した旨
 - 二 第五条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
 - 三 自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直前の基準日未使用残高
 - 四 承継した自家型前払式支払手段に係る第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項
- 3 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定により自家型発行者とみなされた者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（發行保證金之返還）

第三十一條

- 1 預付式支付載具之保有者，關於與預付式支付載具有關之債權，就與該預付式支付手段有關之發行保證金，有優先於其他之債權人受清償之權利。

- 2 內閣總理大臣於有該當下列各款情形之一者，認有保護預付式支付載具保有者之利益的必要時，應對有前項權利之人，公告於不少於六十日之一定期間內，向內閣總理大臣申報債權、及不於該期間內申報債權時，即被排除於與該公告有關之發行保證金之權利實程序外的意旨。
 - 一 有實行前項之權利的聲請時。

 - 二 就預付式支付載具發行者，有開始破產程序之聲請等時。

- 3 內閣總理大臣得依內閣府令所定，將有關第一項之實行權利的事務，委託銀行等及其他以政令所定之人（於次項及第五項中稱「實行權利事務代行者」。）

- 4 實行權利事務代行者不受其他法律規定的拘束，得執行依前項規定受託之業務。

- 5 依第三項規定受業務之委託的實行權利事務代行者，或其董事或職員、且為從事受該委託業務之人，就刑法及其他罰則之適

(発行保証金の還付)

第三十一条

- 1 前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
- 2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。
 - 一 前項の権利の実行の申立てがあったとき。
 - 二 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。
- 3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者（次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。）に委託することができる。
- 4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。
- 5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であって当該委託を受けた業

用，視為依法令從事公務之職員。

6 除第二項至前項所規定者外，關於實行第一項之權利的必要事項，以政令定之。

（返還發行保證金之合作）

第三十二條

自預付式支付載具發行者受託發行業務者、密切關係者、加盟店及其他該預付式支付載具發行者之關係者，就與該預付式支付載具發行者發行之預付式支付載具有關之前條第一項權利之實行，受內閣總理大臣要求必要之合作時，應努力因應之。

（廢止之報備等）

第三十三條

1 預付式支付載具發行者有該當於下列各款情形之一者，應即時地向內閣總理大臣報備。

一 廢止預付式支付載具發行業務之全部或一部時。

二 發生第三十一條第二項第二款之情形時。

2 第三者型發行者廢止第三者型預付式支付載具發行業務之全部時，該第三者型發行者之第七條的登記，失其效力。

務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（発行保証金の還付への協力）

第三十二条

前払式支払手段発行者から発行の業務の委託を受けた者、密接関係者、加盟店その他の当該前払式支払手段発行者の関係者は、当該前払式支払手段発行者が発行した前払式支払手段に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（廃止の届出等）

第三十三条

- 1 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき。
 - 二 第三十一条第二項第二号に掲げるとき。
- 2 第三者型発行者が第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止したときは、当該第三者型発行者の第七条の登録は、その効力を失う。

（伴隨登記之撤銷等之債務履行的完成等）

第三十四條

就第三者型發行者，依第二十七條第一項或第二項之規定而被撤銷第七條之登記時、或依前條第二項之規定致第七條之登記失其效力時，曾為該第三者型發行者之人，於為完成與其發行之第三者型預付式支付載具之債務履行的相關目的範圍內，仍視為第三者型發行者。

（銀行等之相關特例）

第三十五條

該當於滿足以政令所定要件之銀行等及其他以政令所定者之預付式支付載具發行者，第十四條第一項之規定，不適用之。

（於外國發行之預付式支付載具之勸誘的禁止）

第三十六條

於外國從事預付式支付載具發行業務者，不得對國內之人，勸誘於該外國發行之預付式支付載具。

第三章 資金移動

第一節 總則

（資金移動業者之登記）

第三十七條

受內閣總理大臣之登記者，不受銀行法第四條第一項及第

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第三十四条

第三者型発行者について、第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第七条の登録が効力を失ったときは、当該第三者型発行者であった者は、その発行した第三者型前払式支払手段に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお第三者型発行者とみなす。

(銀行等に関する特例)

第三十五条

政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者に該当する前払式支払手段発行者については、第十四条第一項の規定は、適用しない。

(外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止)

第三十六条

外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者は、国内にある者に対して、その外国において発行する前払式支払手段の勧誘をしてはならない。

第三章 資金移動

第一節 総則

(資金移動業者の登録)

第三十七条

内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四条第一項及び

四十七條第一項之規定的拘束，得經營資金移動業。

（登記之申請）

第三十八條

1 為接受前條登記者，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣提出記載下列事項之登記申請書。

一 商號及住所。

二 資本金額度。

三 資金移動業相關之營業所的名稱及所在地。

四 董事及監察人（於設有監察等委員會之公司的情形為董事，於設有指名委員會等之公司的情形為董事及執行業務者，於外國資金移動業者之情形為外國法令上相當於該等情形之人。於第四十條第一項第十款中，亦同。）之姓名。

五 於設有執行會計業務者之公司的情形，該執行者之姓名或名稱。

六 於外國資金移動業者之情形，其於國內之代表人的姓名。

七 資金移動業之內容及方法。

八 將資金移動業之一部委託予第三者之情形，與該委託有關

第四十七条第一項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

(登録の申請)

第三十八条

1 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 資金移動業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国資金移動業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。第四十条第一項第十号において同じ。）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 資金移動業の内容及び方法

八 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、

之業務的內容、及該受託者之姓名、商號或名稱及住所。

九 有從事其他事業者，該事業之種類。

十 其他以內閣府令所定之事項。

- 2 前項之登記申請書應附加無該當於第四十條第一項各款情形之誓約書、財務相關文件、記載關於為適切且確實執行資金移動業之體制完備等事項的文件及其他以內閣府令所定之文件。

（資金移動業者登記簿）

第三十九條

- 1 內閣總理大臣於有第三十七條之登記的申請時，除有依第四十條第一項之規定拒絕其登記的情形外，應將下列事項登記於資金移動業者登記簿。
 - 一 前條第一項各款所列事項。
 - 二 登記年月日及登記號碼。
- 2 內閣總理大臣為依前項規定之登記時，應即時地通知登記申請者其意旨。
- 3 內閣總理大臣應將資金移動業者登記簿供公眾閱覽。

当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

九 他に事業を行っているときは、その事業の種類

十 その他内閣府令で定める事項

- 2 前項の登録申請書には、第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(資金移動業者登録簿)

第三十九条

- 1 内閣総理大臣は、第三十七条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、資金移動業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登記之拒絕）

第四十條

1 登記申請者有該當於下列情形之一者、或登記申請書或附加之文件中關於重要事項有不實之記載、或欠缺重要事實之記載者，內閣總理大臣應拒絕其登記。

一 非股份有限公司或外國資金移動業者（限於國內有營業所之外國公司。）。

二 於外國資金移動業者之情形，為於國內無代表人（限於國內有住所者。）之法人。

三 不具為適切且確實執行資金移動業之必要財產基礎之法人。

四 未完備為適切且確實執行資金移動業之體制的法人。

五 未完備為遵守本章規定之必要體制的法人。

六 使用與其他資金移動業者使用中之商號或名稱相同之商號或名稱、或使用有被誤認為其他資金移動業者之虞的商號或名稱之法人。

七 依第五十六條第一項或第二項之規定遭撤銷第三十七條之登記、依第八十二條第一項或第二項之規定遭撤銷第

(登録の拒否)

第四十条

- 1 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 株式会社又は外国資金移動業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの
 - 二 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人
 - 三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない法人
 - 四 資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
 - 五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
 - 六 他の資金移動業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人
 - 七 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第八十二条第一項若しくは第二

六十四條第一項之許可、或依相當於本法或銀行法等之外國法令，遭撤銷於該外國所受同種類之登記或許可（包含類似於該登記或許可之許可等的行政處分。），自該撤銷之日起未滿五年之法人。

八 違反本法、銀行法等或取締接受出資存款及利息法（1984年法律第一百五十九號）、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年之法人。

九 其他經營之事業違反公益之法人。

十 董事或監察人、或執行會計業務者（包含於外國資金移動業者的情形，其於國內之代表人。以下於本章中稱「董事等」。）中，有該當下列情形之一的法人。

A. 成年受監護宣告人或受輔助監護宣告人、或外國法令上相當於該等情形者。

B. 受破產宣告而未復權者、或依外國法令相當於該情形者。

C. 受處徒刑以上之刑（包含依外國法令而受相當於徒刑

項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

- 八 この法律、銀行法等若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- 九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
- 十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含

之刑。）、且自該刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。

D. 違反本法、銀行法等、取締接受出資存款及利息法或防止暴力團員之不當行為法（1991年法律第七十七號）、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含相當於此刑之依外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。

E. 資金移動業者依第五十六條第一項或第二項之規定遭撤銷第三十七條之登記、或法人依相當於本法之外國法令，遭撤銷於該外國所受同種類之登記（包含類似於該登記之許可等的行政處分。），自該撤銷之日起前三十日內為該法人之董事等、且自該撤銷之日起未滿五年者及其他準於此情形而以政令所定者。

2 內閣總理大臣依前項規定拒絕登記時，應即時地開示其理由、並通知登記申請者該意旨。

（變更之報備）

第四十一條

1 資金移動業者於有第三十八條第一項各款所列事項之一的變更時，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十一条

1 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 內閣總理大臣於受理依前項規定之報備時，應將報備之事項登記於資金移動業者登記簿。

（借名之禁止）

第四十二條

資金移動業者不得以自己之名義，使他人經營資金移動業。

第二節 業務

（履約保證金之提存）

第四十三條

- 1 資金移動業者於每一不超過一個月範圍內以政令所定之期間，應將相當於該期間內須履行保證額之最高金額（於第四十七條第一款中稱「須提存額」。）以上金額之額度的履約保證金，於該期間之末日（於同款中稱「基準日」。）起一週內，提存於距其總店（於為外國資金移動業者之資金移動業者的情形，為國內之主要營業所。於第四十八條中，亦同。）最近的提存所。
- 2 前項之「須履行保證額」，係指各營業日之未達債務的金額（指資金移動業者所為匯兌交易而負擔之債務額、且依內閣府令所定計算出之金額。以下於本章中，亦同。）、與第五十九條第一項之實行權利程序相關費用金額，依內閣府令所計算出之金額的合計額（該合計額低於為確保小規模資金移動業者所為匯兌交易而負擔之債務履行必要而於以政令所定金額時，以

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第四十二条

資金移動業者は、自己の名義をもって、他人に資金移動業を営ませてはならない。

第二節 業務

(履行保証金の供託)

第四十三条

- 1 資金移動業者は、一月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における要履行保証額の最高額（第四十七条第一号において「要供託額」という。）以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日（同号において「基準日」という。）から一週間以内に、その本店（外国資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。第四十八条において同じ。）の最寄りの供託所に供託しなければならない。
- 2 前項の「要履行保証額」とは、各営業日における未達債務の額（資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であって内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。）と第五十九条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額（その合計額が小規

該政令所定金額為準）。

- 3 履約保證金得以國債證券、地方債證券及其他以內閣府令所定債券（包含公司債、股份等之轉換法第二百七十八條第一項規定之轉換債。於第四十五條第三項中，亦同。）充之。於此情形，該債券之評價額依內閣府令所定計算之。

（履約保證金保全契約）

第四十四條

資金移動業者得依政令所定，締結履約保證金保全契約（指滿足以政令所定要件之銀行等及其他以政令所定者，為資金移動業者之利益，應內閣總理大臣之命令，提存履約保證金之契約。以下於本章中，亦同。），並於向內閣總理大臣報備該意旨時，就該履約保證金保全契約效力存續期間中之保全金額（指於該發行保證金保全契約提存之金額。以下於本章中，亦同。），得不提存履約保證金之全部或一部。

（履約保證金信託契約）

第四十五條

- 1 資金移動業者得與信託公司等間，締結履約保證金信託契約（指該信託公司等應內閣總理大臣之命令，以將信託財產充為提存履約保證金為目的，而管理該信託財產及其他為達成該目的所為必要行為之信託契約。以下於本章中，亦同。），而於

模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額)をいう。

- 3 履行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第四十五条第三項において同じ。）をもってこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（履行保証金保全契約）

第四十四条

資金移動業者は、政令で定めるところにより、履行保証金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者のために内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。以下この章において同じ。）につき、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

（履行保証金信託契約）

第四十五条

- 1 資金移動業者が、信託会社等との間で、履行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な

受內閣總理大臣承認時，於該資金移動業者之各營業日，基於該履約保證金信託契約而被信託之信託財產的金額，高於其前一營業日之須履行保證額（指第四十三條第二項規定之須履行保證額。以下於本章中，亦同。）時，不適用同條第一項之規定。

2 履約保證金信託契約應包含下列事項之內容。

一 締結履約保證金信託契約之資金移動業者（以下於本條中稱「信託契約資金移動業者」。），應以所為匯兌交易之利用者為受益人。

二 設置受益人代理人。

三 信託契約資金移動業者應將各營業日之須履行保證額，於次營業日前通知信託公司等。

四 信託契約資金移動業者負有義務，將各營業日被信託之信託財產的金額達到其前一營業日之須履行保證額以上之金額，並依必要將該財產提出為信託財產。

五 信託公司等於各營業日被信託之信託財產的金額，低於其前一營業日之須履行保證額時，不得將屬於該信託財產之財產移轉予信託契約資金移動業者。

行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた場合において、当該資金移動業者の各営業日において当該履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額(第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下この章において同じ。)以上の額であるときは、同条第一項の規定は、適用しない。

- 2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。
 - 一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者(以下この条において「信託契約資金移動業者」という。)が行う為替取引の利用者を受益者とすること。
 - 二 受益者代理人を置いていること。
 - 三 信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。
 - 四 信託契約資金移動業者は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以上の額となるよう、必要に応じてその財産を信託財産として拠出する義務を負うこと。
 - 五 信託会社等は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額以下となった場合には、当該信託財産に属する財産を信託契約資金移動業者に移転することができないこと。

六 配合內閣總理大臣之命令，信託公司等應將信託財產換價並提存之。

七 其他以內閣府令所定之事項。

3 基於履約保證金信託契約而信託之信託財產的種類，限於金錢或存款（限於以內閣府令所定者。）、國債證券、地方債證券及其他以內閣府令所定之債券。於此情形，該債券之評價額依內閣府令所定計算之。

4 就受第一項規定之適用的資金移動業者，於各營業日中之任一日（以下於本項中稱「特定日」。），基於履約保證金信託契約而信託之信託財產的金額，於其低於該日前之營業日之須履行保證額之額度時，就此情形之該特定日所屬期間（指第四十三條第一項規定以內閣府令所定之期間。以下於本項中，亦同。）之前一期間之同條第一項規定的適用，同項中之「自該期間之末日（於同款中稱「基準日」。）起一週內」的規定，變更為「基於第四十五條第一項規定之履行保證金信託契約而信託之信託財產之金額，低於其前一營業日之須履行保證額之金額之日（於同款中稱「基準日」。）」。

（提存命令）

第四十六條

內閣總理大臣為保護資金移動業之利用者的利益，於認有必要時，得對締結履約保證金保全契約或履約保證金信託契約之資金

六 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。

七 その他内閣府令で定める事項

- 3 履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。
- 4 第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者について、各営業日のいずれかの日（以下この項において「特定日」という。）において履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額がその直前の営業日における要履行保証額未満の額となった場合における当該特定日が属する期間（第四十三条第一項に規定する内閣府令で定める期間をいう。以下この項において同じ。）の直前の期間についての同条第一項の規定の適用については、同項中「当該期間の末日（同号において「基準日」という。）から一週間以内に」とあるのは、「第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額がその直前の営業日における要履行保証額未満の額となった日（同号において「基準日」という。）に」とする。

（供託命令）

第四十六条

内閣総理大臣は、資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、履行保証金保全契約若しくは履行

移動業者、或該等契約之相對人，命令應提存保全金額或將信託財產換價之金額的全部或一部。

（履約保證金之取回等）

第四十七條

履約保證金有該當於以下各款情形之一者，得以政令所定，取回其全部或一部。

- 一 基準日之須提存額低於其前一基準日之履約保證金金額與保全金額之合計額時。
- 二 第五十九條第一項之實行權利程序終了時。
- 三 完成關於匯兌交易所負擔之債務的履行，而依政令所定情形。

（履約保證金之變更保管等手續）

第四十八條

除本節之規定外，伴隨資金移動業者之總店所在地變更，關於履約保證金之變更保管及其他履約保證金之提存的必要事項，以內閣府令及法務省令定之。

（資訊之安全管理）

第四十九條

資金移動業者，應依內閣府令所定，為防止與該資金移動業有關之資訊的洩漏、滅失或毀損及其他該資訊之安全管理，採取必要之措施。

保証金信託契約を締結した資金移動業者又はこれらの契約の相手方に対し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

(履行保証金の取戻し等)

第四十七条

履行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

- 一 基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と保全金額の合計額を下回るとき。
- 二 第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。
- 三 為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として政令で定める場合

(履行保証金の保管替えその他の手続)

第四十八条

この節に規定するもののほか、資金移動業者の本店の所在地の変更に伴う履行保証金の保管替えその他履行保証金の供託に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(情報の安全管理)

第四十九条

資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（對受託人之指導）

第五十條

資金移動業者委託資金移動業之一部予第三者（包含跨越二個以上階段之委託。）時，應依內閣府令所定採取必要措施，以確保對與該委託業務有關之業務的受託人之指導、及其他該業務之適切且確實的實行。

（關於利用者之保護等措施）

第五十一條

資金移動業者應依內閣府令所定，採取必要措施，提供防止引起誤認係為與銀行等進行匯兌交易之說明、及關於手續費及其他與資金移動業有關之契約內容的資訊，及保護資金移動業之利用者，並確保資金移動業之適切且確實的實行。

（與指定之解決資金移動業務爭議機構締結契約之義務等）

第五十一條之二

1 資金移動業者應配合區分以下各款所列情形，採取各該款所定之措施。

- 一 有指定解決資金移動業務爭議機構（指其為指定解決爭議機構、且其解決爭議等業務之種類別為資金移動業者。以下於本條中，亦同。）之情形 與本款之指定解決資金移動業務爭議機構，締結與資金移動業有關之實施程序基本契約（指第九十九條第一項第八款規定之實施程序基本契約。於次項中，亦同。）之措施。

(委託先に対する指導)

第五十条

資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の保護等に関する措置)

第五十一条

資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十一条の二

1 資金移動業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 指定資金移動業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であってその紛争解決等業務の種別が資金移動業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合
一 の指定資金移動業務紛争解決機関との間で資金移動業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 無指定解決資金移動業務爭議機構之情形 處理關於資金移動業之申訴的措施、及解決爭議的措施。

2 於資金移動業者依前項規定採取締結實施程序基本契約之措施的情形者，應公告該實施程序基本契約相對人之指定解決資金移動業務爭議機構之商號或名稱。

3 第一項之規定，於配合區分以下各款情形，而為各該款所定期間者，不適用之。

一 就原該當於第一項第一款所列情形，成為該當於同項第二款所列情形時 於依第一百零一條第一項中替換文字而準用銀行法第五十二條之八十三第一項之規定，許可廢止解決爭議等業務、或依第一百條第一項之規定撤銷指定時，作為採取同款所定措施之必要期間，而由內閣總理大臣所定之期間。

二 就該當於第一項第一款所列情形，於同款之一之指定解決資金移動業務爭議機構之解決爭議等業務之廢止，依第一百零一條第一項中替換文字而準用銀行法第五十二條之八十三第一項之規定被許可時、或依同款之一之指定解決資金移動業務爭議機構適用第九十九條第一項規定之指定依第一百條第一項規定被撤銷時（不含前款所列情形。）

於被許可或被撤銷時，作為採取同款所定措施之必要期間而由內閣總理大臣決定之期間。

二 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

- 2 資金移動業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。
 - 一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
 - 二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定資金移動業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定資金移動業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。） その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

- 三 就原該當於第一項第二款所列情形，成為該當於同項第一款所列情形時 於依第九十九條第一項規定指定之時，作為採取同款所定措施之必要期間，而由內閣總理大臣所定之期間。
- 4 第一項第二款之「處理申訴之措施」，係指使就與消費生活相關之消費者與事業者間所生申訴有關之諮詢、及其他就消費生活相關事項，具有專門之知識經驗而以內閣府令所定之人，對從事處理利用者之申訴業務的使用人及其他從業人員，進行建議或指導；或準於此等情形以內閣府令所定之措施。
- 5 第一項第二款之「解決爭議之措施」，係指以認證解決爭議程序解決與利用者之爭議（指促進利用訴訟外解決爭議程序法（2004年法律第一百五十一號）第二條第三款規定之認證解決爭議程序。）、或準於該種方式而以內閣府令所定之措施。

第三節 監督

（帳冊文件）

第五十二條

資金移動業者應依內閣府令所定，製作該資金移動業的相關帳冊文件，並保存之。

（報告書）

第五十三條

1 資金移動業者應於每一事業年度，依內閣府令所定，製作關於

- 三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
- 4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。
- 5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

第三節 監督

（帳簿書類）

第五十二条

資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、その資金移動業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第五十三条

- 1 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるとこ

資金移動業之報告書，提出予內閣總理大臣。

- 2 除前項報告書外，資金移動業者應於每一不超過六個月範圍內，以內閣府令所定期間，依內閣府令所定，提存未達債務之金額及履約保證金、製作關於履行保證金保全契約或履約保證金信託契約之報告書，提出予內閣總理大臣。
- 3 前二項之報告書應附加財務相關文件及其他以內閣府令所定文件。

（進入檢查等）

第五十四條

- 1 內閣總理大臣為資金移動業之健全且適當的營運，於認有必要時，得命令資金移動業者，提出關於該資金移動業者之業務或財產的報告或資料，以為參考；或得命其職員進入該資金移動業者之營業所等設施，詢問其業務或財產狀況之相關事項、或檢查帳冊文件等物件。
- 2 內閣總理大臣為資金移動業之健全且適當的營運，於認有特別必要時，得於必要限度內，命令自該資金移動業者受業務委託者（包含自該受託者受委託（含超過二個階段以上之委託。）者。以下於本條及第六十條中，亦同。），關於該資金移動業者之業務或財產狀況，提出得為參考之報告或資料；或得命其職員進入自該資金移動業者受業務委託者之設施，詢問該資金移動業者之業務或財產狀況的相關事項、或檢查帳冊文件等物

ろにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)

第五十四条

- 1 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金移動業者に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該資金移動業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。）に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員

件。

- 3 前項之自資金移動業者受業務委託者，於有正當理由時，得拒絕提出同項規定之報告或資料、或拒絕詢問或檢查。

（業務改善命令）

第五十五條

內閣總理大臣為資金移動業之適切且確實的實行，於認有必要時，得於必要限度內，命令資金移動業者，採取改善業務營運或財產狀況之必要措施及其他監督上之必要措施。

（登記之撤銷等）

第五十六條

- 1 資金移動業者有該當於下列各款情形之一者，內閣總理大臣得撤銷第三十七條之登記、或定六個月以內之期間，命令停止資金移動業之全部或一部。

一 有該當於第四十條第一項各款之情形時。

二 以不正當手段受第三十七條之登記時。

三 違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分時。

に当該資金移動業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の資金移動業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第五十五条

内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金移動業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十六条

- 1 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第四十条第一項各号に該当することとなったとき。
 - 二 不正の手段により第三十七条の登録を受けたとき。
 - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

- 2 內閣總理大臣無從確知資金移動業者之營業所所在地、或無從確知代表資金移動業者之董事或執行業務幹部（於係外國資金移動業者之資金移動業者之情形，為國內之代表人）之所在時，於依內閣府令所定公告該事實、並於公告後經三十日仍未有來自該資金移動業者之申報時，得撤銷該資金移動業者之第三十七條的登記。
- 3 依前項規定所為之處分，不適用行政程序法第三章之規定。

（登記之塗銷）

第五十七條

內閣總理大臣依前條第一項或第二項之規定，撤銷第三十七條之登記時、或依第六十一條第二項之規定致第三十七條之登記失其效力時，應塗銷該登記。

（監督處分之公告）

第五十八條

內閣總理大臣依第五十六條第一項或第二項之規定為處分時，應依內閣府令所定，公告其意旨。

第四節 其他

（履約保證金之返還）

第五十九條

- 1 與就資金移動業者所為匯兌交易而負擔之債務有關的債權人，

- 2 内閣総理大臣は、資金移動業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は資金移動業者を代表する取締役若しくは執行役（外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における代表者）の所在地を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該資金移動業者から申出がないときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第五十七条

内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消したとき、又は第六十一条第二項の規定により第三十七条の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第五十八条

内閣総理大臣は、第五十六条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雑則

（履行保証金の還付）

第五十九条

- 1 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係

就履約保證金，有優先於其他之債權人受清償之權利。

2 內閣總理大臣於有該當下列各款情形之一者，認有保護資金移動業之利用者之利益的必要時，應對有前項權利之人，採取公告於不少於六十日之一定期間內，向內閣總理大臣申報債權、及不於該期間內申報債權時，即被排除於與該公告有關之履約保證金之權利實程序外的措施，及其他為實行同項權利之必要措施。

一 有實行前項之權利的聲請時。

二 就資金移動業者，有開始破產程序之聲請等時。

3 內閣總理大臣得依內閣府令所定，將有關第一項之實行權利的事務，委託銀行等及其他以政令所定之人（於次項及第五項中稱「實行權利事務代行者」。）

4 實行權利事務代行者不受其他法律之規定的拘束，得執行依前項規定受託之業務。

5 依第三項規定受業務之委託的實行權利事務代行者，或其董事或職員、且為從事受該委託業務之人，就刑法及其他罰則之適用，視為依法令從事公務之職員。

る債権者は、履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

- 2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る履行保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

一 前項の権利の実行の申立てがあったとき。

二 資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

- 3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者（次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。）に委託することができる。
- 4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。
- 5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であって当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- 6 除第二項至前項所規定者外，關於實行第一項之權利的必要事項，以政令定之。

（返還履約保證金之合作）

第六十條

自資金移動業者受託資金移動業者及其他該資金移動業者之關係者，就與該資金移動業者之匯兌交易有關之前條第一項權利之實行，受內閣總理大臣要求必要之合作時，應努力配合之。

（廢止之報備等）

第六十一條

- 1 資金移動業者有該當於下列各款情形之一者，應即時地向內閣總理大臣報備。
 - 一 廢止資金移動業之全部或一部時。
 - 二 有第五十九條第二項第二款之情形時。
- 2 資金移動業者廢止資金移動業之全部時，該資金移動業者之第三十七條的登記失其效力。
- 3 資金移動業者廢止資金移動業之全部或一部時，應於該日之三十日前，依內閣府令所定，公告該意旨、且應揭示於全部營業所內易為公眾所見之處。
- 4 資金移動業者為依前項規定之公告後，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(履行保証金の還付への協力)

第六十条

資金移動業者から資金移動業の委託を受けた者その他の当該資金移動業者の関係者は、当該資金移動業者の為替取引に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(廃止の届出等)

第六十一条

- 1 資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 一 資金移動業の全部又は一部を廃止したとき。
 - 二 第五十九条第二項第二号に掲げるとき。
- 2 資金移動業者が資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。
- 3 資金移動業者は、資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 4 資金移動業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 5 資金移動業者於依第三項規定為公告（不含因事業讓與、合併或公司分割等事由而公告與該業務之繼受有關的情形。）時，應迅速地完成將廢止之資金移動業所為匯兌交易而負擔之債務的履行。

- 6 公司法第九百四十條第一項（限於與第一款有關部分。）及第三項之規定，就資金移動業者（不含外國資金移動業者。）以電子公告（指同法第二條第三十四款規定之電子公告。於次項中，亦同。）作為第三項規定之公告者，準用之。於此情形，必要之技術上的文字替換，以政令定之。

- 7 公司法第九百四十條第一項（限於與第一款有關部分。）及第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及第九百五十五條之規定，於外國資金移動業者之資金移動業者以電子公告作為第三項規定之公告者，準用之。於此情形，必要之技術上的文字替換，以政令定之。

（伴隨登記之撤銷等之債務履行的完成等）

第六十二條

就資金移動業者，依第五十六條第一項或第二項之規定而被撤銷第三十七條之登記時、或依前條第二項之規定致第三十七條之登記失其效力時，曾為該資金移動業者之人，於為完成與其進行之匯兌交易之債務履行的相關目的範圍內，仍視為資金移動業者。

- 5 資金移動業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。
- 6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、資金移動業者（外国資金移動業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国資金移動業者である資金移動業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六十二条

資金移動業者について、第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第三十七条の登録が効力を失ったときは、当該資金移動業者であった者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。

（外國資金移動業者之勸誘的禁止）

第六十三條

未受第三十七條登記之外國資金移動業者，除法令另有規定外，不得對國內之人勸誘匯兌交易。

第三章之二 虛擬貨幣

第一節 總則

（虛擬貨幣交換業者之登記）

第六十三條之二

虛擬貨幣交換業，非受內閣總理大臣之登記，不得為之。

（登記之申請）

第六十三條之三

1 為接受前條登記者，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣提出記載下列事項之登記申請書。

一 商號及住所。

二 資本金額度。

三 虛擬貨幣交換業相關之營業所的名稱及所在地。

(外国資金移動業者の勧誘の禁止)

第六十三条

第三十七条の登録を受けていない外国資金移動業者は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない。

第三章の二 仮想通貨

第一節 総則

(仮想通貨交換業者の登録)

第六十三条の二

仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

(登録の申請)

第六十三条の三

1 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 仮想通貨交換業に係る営業所の名称及び所在地

- 四 董事及監察人（於設有監察等委員會之公司的情形為董事，於設有指名委員會等之公司的情形為董事及執行董事，於外國虛擬貨幣交換業者之情形為外國法令上相當於該等情形之人。於第六十三條之五第一項第十款中，亦同。）之姓名。
 - 五 於設有執行會計業務者之公司的情形，執行會計業務者之姓名或名稱。
 - 六 於外國虛擬貨幣交換業者之情形，其於國內之代表人的姓名。
 - 七 營運之虛擬貨幣的名稱。
 - 八 虛擬貨幣交換業之內容及方法。
 - 九 將虛擬貨幣業之一部委託予第三者之情形，與該委託有關之業務的內容、及該受託者之姓名、商號或名稱及住所。
 - 十 有從事其他事業者，該事業之種類。
 - 十一 其他以內閣府令所定之事項。
- 2 前項之登記申請書應附加無該當於第六十三條之五第一項各款情形之誓約書、財務相關文件、記載關於為適切且確實執行虛擬貨幣交換業之體制完備等事項的文件及其他以內閣府令所定之文件。

- 四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国仮想通貨交換業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。第六十三条の五第一項第十号において同じ。）の氏名
 - 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
 - 六 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者の氏名
 - 七 取り扱う仮想通貨の名称
 - 八 仮想通貨交換業の内容及び方法
 - 九 仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
 - 十 他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - 十一 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（虛擬貨幣交換業者登記簿）

第六十三條之四

1 內閣總理大臣於有第六十三條之二的登記申請時，除有依第六十三條之五第一項之規定拒絕其登記的情形外，應將下列事項登記於虛擬貨幣交換業者登記簿。

一 前條第一項各款所列事項。

二 登記年月日及登記號碼。

2 內閣總理大臣為依前項規定之登記時，應即時地通知登記申請者其意旨。

3 內閣總理大臣應將虛擬貨幣交換業者登記簿供公眾閱覽。

（登記之拒絕）

第六十三條之五

1 登記申請者有該當於下列各款情形之一者、或登記申請書或附加之文件中關於重要事項有不實之記載、或欠缺重要事實之記載者，內閣總理大臣應拒絕其登記。

一 非股份有限公司或外國虛擬貨幣交換業者（限於國內有營業所之外國公司。）。

二 於外國虛擬貨幣交換業者之情形，為於國內無代表人（限

(仮想通貨交換業者登録簿)

第六十三条の四

- 1 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十三条の五

- 1 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国仮想通貨交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国仮想通貨交換業者にあっては、国内における代表者

於國內有住所者。）之法人。

三 不具有為適切且確實執行虛擬貨幣交換業，符合以內閣府令所定認為必要基準之財產基礎的法人。

四 未完備為適切且確實執行虛擬貨幣交換業之體制的法人。

五 未完備為遵守本章規定之必要體制的法人。

六 使用與其他虛擬貨幣交換業者使用中之商號或名稱相同之商號或名稱、或使用有被誤認為其他虛擬貨幣交換業者之虞的商號或名稱之法人。

七 依第六十三條之十七第一項或第二項之規定遭撤銷第六十三條之二之登記、或依相當於本法之外國法令的規定，遭撤銷於該外國所受同種類之登記（包含類似於該登記之許可等的行政處分。），自該撤銷之日起未滿五年之法人。

八 違反本法或取締接受出資存款及利息法、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年之法人。

(国内に住所を有するものに限る。)のない法人

- 三 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人
- 四 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
- 五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
- 六 他の仮想通貨交換業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の仮想通貨交換業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人
- 七 第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人
- 八 この法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を

九 其他經營之事業違反公益之法人。

十 董事或監察人、或執行會計業務者（包含於外國虛擬貨幣交換業者之情形，其於國內之代表人。以下於本章中稱「董事等」。）中有該當下列情形之一的法人。

- A. 成年受監護宣告人或受輔助監護宣告人、或外國法令上相當於該等情形者。
- B. 受破產宣告而未復權者、或依外國法令相當於該情形者。
- C. 受處徒刑以上之刑（包含依外國法令而受相當於徒刑之刑。）、且自該刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。
- D. 違反本法、取締接受出資存款及利息法或防止暴力團員之不當行為法、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。
- E. 虛擬貨幣交換業者依第六十三條之十七第一項或第二項之規定遭撤銷第六十三條之二的登記、或法人依相

経過しない法人

- 九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
- 十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 仮想通貨交換業者が第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消さ

當於本法之外國法令，遭撤銷於該外國所受同種類之登記（包含類似於該登記之許可等的行政處分。），自該撤銷之日起前三十日內為該法人之董事等、且自該撤銷之日起未滿五年者及其他準於此情形而以政令所定者。

- 2 內閣總理大臣依前項規定拒絕登記時，應即時地開示其理由、並通知登記申請者該意旨。

（變更之報備）

第六十三條之六

- 1 虛擬貨幣交換業者於有第六十三條之三第一項各款所列事項之一的變更時，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。
- 2 內閣總理大臣於受理依前項規定之報備時，應將報備之事項登記於虛擬貨幣交換業者登記簿。

（借名之禁止）

第六十三條之七

虛擬貨幣交換業者不得以自己之名義，使他人經營虛擬貨幣交換業。

れた場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六十三条の六

- 1 仮想通貨交換業者は、第六十三条の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十三条の七

仮想通貨交換業者は、自己の名義をもって、他人に仮想通貨交換業を行わせてはならない。

第二節 業務

（資訊之安全管理）

第六十三條之八

虛擬貨幣交換業者，應依內閣府令所定，為防止與虛擬貨幣交換業有關之資訊的洩漏、滅失或毀損及其他該資訊之安全管理，採取必要之措施。

（對受託人之指導）

第六十三條之九

虛擬貨幣交換業者委託虛擬貨幣交換業之一部予第三者（包含跨越二個以上階段之委託。）時，應依內閣府令所定採取必要措施，以確保對與該委託業務有關之業務的受託人之指導、及其他該業務之適切且確實的實行。

（關於利用者之保護等措施）

第六十三條之十

虛擬貨幣交換業者應依內閣府令所定，採取必要措施，提供防止引起誤認其處理之虛擬貨幣為本國貨幣或外國貨幣之說明、及關於手續費及其他與虛擬貨幣交換業有關之契約內容的資訊，及保護虛擬貨幣交換業之利用者，並確保虛擬貨幣交換業之適切且確實的實行。

（利用者財產之管理）

第六十三條之十一

1 虛擬貨幣交換業者就其所為之虛擬貨幣交換業，應依內閣府令所定，將虛擬貨幣交換業之利用者的金錢或虛擬貨幣，與自己

第二節 業務

(情報の安全管理)

第六十三条の八

仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託先に対する指導)

第六十三条の九

仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の保護等に関する措置)

第六十三条の十

仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の仮想通貨交換業の利用者の保護を図り、及び仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者財産の管理)

第六十三条の十一

- 1 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者

的金錢或虛擬貨幣，分別管理。

- 2 虛擬貨幣交換業者就依前項規定所為之管理的狀況，應依內閣府令所定，定期受會計師（含會計師法（1948年法律第一百零三號）第十六條之二第五項規定之外國會計師。於第六十三條之十四第三項中，亦同。）或監察法人之監察。

（與指定之解決虛擬貨幣交換業務爭議機構締結契約之義務等）

第六十三條之十二

- 1 虛擬貨幣交換業者應配合區分下列各款之情形，採取各該款所定之措施。
 - 一 有指定解決虛擬貨幣交換業務爭議機構（指其為指定解決爭議機構、且其解決爭議等業務之種類別為虛擬貨幣交換業務。以下於本條中，亦同。）之情形 與本款之指定解決虛擬貨幣交換業務爭議機構間，締結與虛擬貨幣交換業有關之實施程序基本契約（指第九十九條第一項第八款規定之實施程序基本契約。於次項中，亦同。）之措施。
 - 二 無指定解決虛擬貨幣交換業務爭議機構之情形 處理關於虛擬貨幣交換業之申訴的措施、及解決爭議的措施。
- 2 虛擬貨幣交換業者依前項規定，採取締結實施程序基本契約之措施的情形，應公告該實施程序基本契約相對人之指定解決虛擬貨幣交換業務爭議機構的商號或名稱。

の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

- 2 仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

（指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）
第六十三条の十二

- 1 仮想通貨交換業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
 - 一 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であってその紛争解決等業務の種別が仮想通貨交換業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との間で仮想通貨交換業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置
 - 二 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合 仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
- 2 仮想通貨交換業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号

3 第一項之規定，於配合區分以下各款情形，並為各該款所定期間者，不適用之。

一 就原該當於第一項第一款所列情形，成為該當於同項第二款所列情形時 於依第一百零一條第一項中替換文字而準用銀行法第五十二條之八十三第一項之規定，許可廢止解決爭議等業務、或依第一百條第一項之規定撤銷指定時，作為採取同款所定措施之必要期間，而由內閣總理大臣所定之期間。

二 就該當於第一項第一款所列情形，於同款之一之指定解決虛擬貨幣交換業務爭議機構之解決爭議等業務之廢止，依第一百零一條第一項中替換文字而準用銀行法第五十二條之八十三第一項之規定被許可時、或依同款之一之指定解決虛擬貨幣交換業務爭議機構適用第九十九條第一項規定之指定依第一百條第一項規定撤銷時（不含前款所列情形。）於被許可或被撤銷時，作為採取第一項第一款所定措施之必要期間，而由內閣總理大臣所定之期間。

三 就原該當於第一項第二款所列情形，成為該當於同項第一款所列情形時 於依第九十九條第一項規定指定之時，作為採取同款所定措施之必要期間，而由內閣總理大臣所定之期間。

又は名称を公表しなければならない。

- 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。
 - 一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
 - 二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。） その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
 - 三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

- 4 第一項第二款之「處理申訴之措施」，係指使就與消費生活相關之消費者與事業者間所生申訴有關之諮詢、及其他消費生活相關事項，具有專門之知識經驗而以內閣府令所定之人，對從事處理利用者之申訴業務的使用人及其他從業人員，進行建議或指導；或準於此等情形而以內閣府令所定之措施。

- 5 第一項第二款之「解決爭議之措施」，係指以認證解決爭議程序解決與利用者之爭議（指促進利用訴訟外解決爭議程序法第二條第三款規定之認證解決爭議程序。）、或準於該種方式而以內閣府令所定之措施。

第三節 監督

（帳冊文件）

第六十三條之十三

虛擬貨幣交換業者應依內閣府令所定，製作該虛擬貨幣交換業的相關帳冊文件，並保存之。

（報告書）

第六十三條之十四

- 1 虛擬貨幣交換業者應於每一事業年度，依內閣府令所定，製作關於虛擬貨幣交換業之報告書，提出予內閣總理大臣。

- 4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

- 5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

第三節 監督

（帳簿書類）

第六十三条の十三

仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その仮想通貨交換業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第六十三条の十四

- 1 仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 除前項報告書外，虛擬貨幣交換業者（限於從事第二條第七項第三款所列行為者。）應於每一以內閣府令所定期間，依內閣府令所定，製作就虛擬貨幣交換業所管理之利用者之金錢的額度及虛擬貨幣之數量等關於此等管理之報告書，提出予內閣總理大臣。
- 3 第一項之報告書應附加財務相關文件、關於該文件之會計師或監察法人的監察報告書及其他以內閣府令所定文件。
- 4 第二項之報告書應附加得證明就虛擬貨幣交換業所管理之利用者之金錢的額度及虛擬貨幣之數量的文件、及其他以內閣府令所定文件。

（進入檢查等）

第六十三條之十五

- 1 內閣總理大臣為虛擬貨幣交換業之健全且適當的營運，於認有必要時，得命令虛擬貨幣交換業者，提出關於該虛擬貨幣交換業者之業務或財產的報告或資料，以為參考；或得命其職員進入該虛擬貨幣交換業者之營業所等設施，詢問其業務或財產狀況之相關事項、或檢查帳冊文件等物件。
- 2 內閣總理大臣為虛擬貨幣交換業之健全且適當的營運，於認有特別必要時，得於必要限度內，命令自該虛擬貨幣交換業者受業務委託者（包含自該受託者受委託（含超過二個階段以上之委託。）者。以下於本條中，亦同。）關於該虛擬貨幣交換

- 2 仮想通貨交換業者（第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第二項の報告書には、仮想通貨交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（立入検査等）

第六十三条の十五

- 1 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、仮想通貨交換業者に対し当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該仮想通貨交換業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）

業者之業務或財產狀況，提出得為參考之報告或資料；或得命其職員進入自該虛擬貨幣交換業者受業務委託者之設施，詢問該虛擬貨幣交換業者之業務或財產狀況的相關事項、或檢查帳冊文件等物件。

- 3 前項之自虛擬貨幣交換業者受業務委託者，於有正當理由時，得拒絕提出同項規定之報告或資料、或拒絕詢問或檢查。

（業務改善命令）

第六十三條之十六

內閣總理大臣為虛擬貨幣交換業之適切且確實的實行，於認有必要時，得於必要限度內，命令虛擬貨幣交換業者，採取改善業務營運或財產狀況之必要措施及其他監督上之必要措施。

（登記之撤銷等）

第六十三條之十七

- 1 虛擬貨幣交換業者有該當於下列各款情形之一者，內閣總理大臣得撤銷第六十三條之二的登記、或定六個月以內之期間，命令停止虛擬貨幣交換業之全部或一部。

一 有該當於第六十三條之五第一項各款的情形時。

を受けた者を含む。以下この条において同じ。) に対し当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第六十三条の十六

内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、仮想通貨交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十三条の十七

- 1 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて仮想通貨交換業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三条の五第一項各号に該当することとなったとき。

二 以不正當手段受第六十三條之二的登記時。

三 違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分時。

2 內閣總理大臣無從確知虛擬貨幣交換業者之營業所所在地、或無從確知代表虛擬貨幣交換業者之董事或執行業務幹部（於外國虛擬貨幣交換業者之虛擬貨幣交換業者的情形，為國內之代表人）的所在時，於依內閣府令所定公告該事實、並於公告後經三十日仍未有來自該虛擬貨幣交換業者之申報時，得撤銷該虛擬貨幣交換業者之第六十三條之二的登記。

3 依前項規定所為之處分，不適用行政程序法第三章之規定。

（登記之塗銷）

第六十三條之十八

內閣總理大臣依前條第一項或第二項之規定，撤銷第六十三條之二的登記時、或依第六十三條之二十第二項之規定致第六十三條之二的登記失其效力時，應塗銷該登記。

（監督處分之公告）

第六十三條之十九

內閣總理大臣依第六十三條之十七第一項或第二項之規定為處分時，應依內閣府令所定，公告其意旨。

- 二 不正の手段により第六十三条の二の登録を受けたとき。
 - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は仮想通貨交換業者を代表する取締役若しくは執行役（外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該仮想通貨交換業者から申出がないときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録を取り消すことができる。
 - 3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第六十三条の十八

内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の第二十二項の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第六十三条の十九

内閣総理大臣は、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 其他

（廢止之報備等）

第六十三條之二十

1 虛擬貨幣交換業者有該當於下列各款情形之一者，應即時地向內閣總理大臣報備。

一 廢止虛擬貨幣交換業之全部或一部時。

二 就虛擬貨幣交換業者，有聲請開始破產程序時。

2 虛擬貨幣交換業者廢止虛擬貨幣交換業之全部時，該虛擬貨幣交換業者之第六十三條之二的登記失其效力。

3 虛擬貨幣交換業者廢止虛擬貨幣交換業之全部或一部、或讓與或合併（限於該貨幣交換業者因合併而消滅時之該合併。）虛擬貨幣交換業之全部或一部、或因合併即開始破產程序以外之理由而解散、或因公司分割而使繼受虛擬貨幣交換業之全部或一部時，應於該日之三十日前，依內閣府令所定，公告該意旨，且應揭示於全部營業所內易為公眾所見之處。

4 虛擬貨幣交換業者為依前項規定之公告後，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

第四節 雑則

(廃止の届出等)

第六十三条の二十

- 1 仮想通貨交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 一 仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したとき。
 - 二 仮想通貨交換業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。
- 2 仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の全部を廃止したときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。
- 3 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の廃止をし、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該仮想通貨交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による仮想通貨交換業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 4 仮想通貨交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 5 虛擬貨幣交換業者於依第三項規定公告（不含因事業讓與、合併或公司分割等事由而公告與該業務之繼受有關的情形。）時，應迅速地完成將廢止之虛擬貨幣交換業所為虛擬貨幣之交換而負擔之債務的履行，且應將與該虛擬貨幣交換業相關而管理之利用者的財產，迅速地返還或移轉予利用者。

- 6 公司法第九百四十條第一項（限於與第一款有關部分。）及第三項之規定，就虛擬貨幣交換業者（不含外國虛擬貨幣交換業者。）以電子公告（指同法第二條第三十四款規定之電子公告。於次項中，亦同。）作為第三項規定之公告者，準用之。於此情形，必要之技術上的文字替換，以政令定之。

- 7 公司法第九百四十條第一項（限於與第一款有關部分。）及第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及第九百五十五條之規定，於外國虛擬貨幣交換業者之虛擬貨幣交換業者以電子公告作為第三項規定之公告者，準用之。於此情形，必要之技術上的文字替換，以政令定之。

（伴隨登記之撤銷等之債務履行的完成等）

第六十三條之二十一

就虛擬貨幣交換業者，依第六十三條之十七第一項或第二項之規定而被撤銷第六十三條之二的登記時、或依前條第二項之規定致第六十三條之二的登記失其效力時，曾為該虛擬貨幣交換業者之人，於為完成其所為虛擬貨幣之交換而負擔之債務的履行，且

- 5 仮想通貨交換業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

- 6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、仮想通貨交換業者（外国仮想通貨交換業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六十三条の二十一

仮想通貨交換業者について、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失ったときは、当該仮想通貨交換業者であった者は、その行

返還關於其進行之虛擬貨幣交換業所管理之利用者的財產、或移轉予利用者之目的範圍內，仍視為虛擬貨幣交換業者。

（外國虛擬貨幣交換業者之勸誘的禁止）

第六十三條之二十二

未受第六十三條之二的登記之外國虛擬貨幣交換業者，不得對國內之人，勸誘為第二條第七項各款所列行為。

第四章 資金清算

第一節 總則

（資金清算機構之許可等）

第六十四條

- 1 資金清算業，非經內閣總理大臣許可，不得為之。
- 2 前項規定，就銀行等及日本銀行，不適用之。

（許可之申請）

第六十五條

- 1 為受前條第一項之許可者，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣提出記載下列事項之許可申請書。

一 商號或名稱及住所。

う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお仮想通貨交換業者とみなす。

(外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止)

第六十三条の二十二

第六十三条の二の登録を受けていない外国仮想通貨交換業者は、国内にある者に対して、第二条第七項各号に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

第四章 資金清算

第一節 総則

(資金清算機関の免許等)

第六十四条

- 1 資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行ってはならない。
- 2 前項の規定は、銀行等及び日本銀行については、適用しない。

(免許の申請)

第六十五条

- 1 前条第一項の免許を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所

二 資本金或基金（包含一般社團法人及一般財團法人法（2006年法律第四十八號）第一百三十一條規定之基金。）之額度及純資產額。

三 營業所或事務所之名稱及所在地。

四 董事及監察人（於設有監察等委員會之公司的情形為董事，於設有指名委員會等之公司的情形為董事及執行董事，於第六十六條第二項第四款中，亦同。）或理事及監事之姓名。

五 於設有執行會計業務者之公司，執行會計業務者之姓名或名稱。

六 其他以內閣府令所定之事項。

2 前項之許可申請書應附加下列之文件。

一 無該當於第六十六條第二項各款所列要件之誓約書。

二 章程。

三 登記事項證明書。

四 業務方法書。

五 資產負債表及損益計算書。

- 二 資本金又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金をいう。）の額及び純資産額
 - 三 営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。次条第二項第四号において同じ。）又は理事及び監事の氏名
 - 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
 - 六 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
 - 二 定款
 - 三 登記事項証明書
 - 四 業務方法書
 - 五 貸借対照表及び損益計算書

六 記載收支預定之文件。

七 其他以內閣府令所定之事項。

（許可之基準）

第六十六條

1 內閣總理大臣於有前條第一項之許可的申請時，應審查該申請是否符合下列基準。

一 章程及業務方法書之規定符合法令、且足以適切且確實地實行資金清算業。

二 保有足以健全地實行資金清算業之基礎財產、且與資金清算業有關之收支的預定良好。

三 其人員的結構具有得適切且確實地實行資金清算業之知識及經驗、且有充分之社會信用。

2 許可申請者有該當於下列情形之一者、或許可申請書或附加之文件中不實之記載、或欠缺重要事實之記載者，內閣總理大臣不得許可。

一 非股份有限公司或一般社團法人（限於此等法人設置有下列機關的情形。）者。

A. 董事會或理事會。

六 収支の見込みを記載した書類

七 その他内閣府令で定める書類

(免許の基準)

第六十六条

- 1 内閣総理大臣は、前条第一項の免許の申請があったときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 - 一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、資金清算業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
 - 二 資金清算業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、資金清算業に係る収支の見込みが良好であること。
 - 三 その人的構成に照らして、資金清算業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
 - 2 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。
 - 一 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの
- イ 取締役会又は理事会

B. 監察人、監察等委員會或指名委員會等（指公司法第二條第十二款規定之指名委員會等。）、或監事。

C. 會計監察人。

二 依第五十六條第一項或第二項之規定遭撤銷第三十七條之登記、依第八十二條第一項或第二項之規定遭撤銷第六十四條第一項之許可、或依相當於本法或銀行法等之外國法令，遭撤銷於該外國所受同種類之登記或許可（包含類似於該登記或許可之許可等行政處分。），自該撤銷之日起未滿五年之法人。

三 違反本法或銀行法等、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年之法人。

四 董事等（指董事、監察人、執行會計業務者、理事或監事，以下於本章中，亦同。）中，有該當下列情形之一的法人。

A. 成年受監護宣告人或受輔助監護宣告人、或外國法令上相當於該等情形者。

B. 受破產宣告而未復權者、或依外國法令相當於該情形

ロ 監査役、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）又は監事

ハ 会計監査人

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 この法律若しくは銀行法等又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四 取締役等（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国

者。

- C. 受處徒刑以上之刑（包含依外國法令而受相當於徒刑之刑。）、且自該刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。

- D. 違反本法、銀行法等、取締接受出資存款及利息法或防止暴力團員之不當行為法、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。

- E. 資金清算機構依第八十二條第一項或第二項之規定遭撤銷第六十四條第一項之許可、或法人依相當於本法之外國法令，遭撤銷於該外國所受同種類之許可或登記（包含類似於該許可或登記之許可等的行政處分。）者，自該撤銷之日起前三十日內為該法人之董事等、且自該撤銷之日起未滿五年者及其他準於此情形而以政令所定者。

（董事等之不適格事由）

第六十七條

- 1 該當於前條第二項第四款A至E之任一情形者，不得擔任資金清算機構之董事等。

の法令上これに相当する者

- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ホ 資金清算機関が第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

（取締役等の欠格事由等）

第六十七条

- 1 前条第二項第四号イからホまでのいずれかに該当する者は、資金清算機関の取締役等となることができない。

- 2 資金清算機構之董事等於有該當於前項規定之情形時，失其職務。
- 3 資金清算機構之董事等違反法令或基於法令之行政機關的處分時，內閣總理大臣得命令該資金清算機構，解除該董事等之職務。

（公司法之適用關係）

第六十八條

- 1 公司法第三百三十一條第二項但書（含準用同法第三百三十五條第一項之情形。）、第三百三十二條第二項（含準用同法第三百三十四條第一項之情形。）、第三百三十六條第二項及第四百零二條第五項但書之規定，不適用於資金清算機構為股份有限公司之情形。
- 2 關於資金清算機構為股份有限公司時，就公司法第四百五十八條規定的適用，同條中之「三百萬元」應變更為「於不低於三百萬元之範圍內，以政令所定之金額」。

第二節 業務

（業務之限制）

第六十九條

- 1 除資金清算業及與其相關之業務外，資金清算機構不得經營其他業務。但如認就該資金清算機構適切且確實執行資金清算業，無造成影響之虞的業務，依內閣府令所定，經內閣總理大

- 2 資金清算機関の取締役等が前項に規定する者に該当することとなったときは、その職を失う。
- 3 内閣総理大臣は、資金清算機関の取締役等が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該資金清算機関に対し、当該取締役等の解任を命ずることができる。

(会社法の適用関係)

第六十八条

- 1 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、資金清算機関が株式会社である場合には、適用しない。
- 2 資金清算機関が株式会社である場合における会社法第四百五十八條の規定の適用については、同条中「三百万円」とあるのは、「三百万円を下回らない範囲内において政令で定める金額」とする。

第二節 業務

(業務の制限)

第六十九条

- 1 資金清算機関は、資金清算業及びこれに関連する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該資金清算機関が資金清算業を適正かつ確実にを行うにつき支障を生

臣之同意者，不在此限。

- 2 資金清算機構廢止前項但書受有同意之業務時，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣報備該意旨。

（資金清算業之一部的委託）

第七十條

- 1 資金清算機構得依內閣府令所定，經內閣總理之同意，將資金清算業之一部委託予第三者。
- 2 資金清算機構於依前項規定委託資金清算業務之一部的契約內，應附加採取受託業務之相對人為適切且確實執行該業務之措施的條件。

（業務方法書）

第七十一條

- 1 資金清算機構應依業務方法書所定，從事資金清算業。
- 2 業務方法書應規定下列事項。
 - 一 構成作為資金清算業對象之債務原因的交易種類。
 - 二 作為資金清算業相對人（以下於本章中稱「清算參加

ずるおそれがないと認められる業務について、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 資金清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(資金清算業の一部の委託)

第七十条

- 1 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、資金清算業の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、第三者に委託することができる。
- 2 資金清算機関は、前項の規定による資金清算業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件を付さなければならない。

(業務方法書)

第七十一条

- 1 資金清算機関は、業務方法書の定めるところにより、資金清算業を行わなければならない。
- 2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 資金清算業の対象とする債務の起因となる取引の種類
 - 二 資金清算業の相手方とする者（以下この章において「清

者」。）之相關要件的事項。

三 作為資金清算業所為之債務之承擔、更改等方法的相關事項。

四 確保清算參加者之債務履行的相關事項。

五 確保資金清算業之持續執行的相關事項。

六 於執行資金清算業及其相關業務以外之業務的情形，為確保該業務不影響資金清算業的適切且確實的執行，其相關措施的事項。

七 於委託資金清算業之一部予第三者之情形，為確保使其適切且確實地執行與該委託有關之業務，完備其體制的相關事項。

八 以外國人或準據於外國法令而設立之法人為相對人，締結資金清算業之相關契約、且為以內閣府令所定之重要事項為內容的情形，該意旨。

九 其他以內閣法令所定之事項。

（為確保資金清算業之適切執行的措施）

第七十二條

資金清算機構應採取措施，以確保於業務方法書規定因資金清算業而生損害時，清算參加者負擔該損失之全部的意旨、及其他資金清算業之適切的實行。

- 算参加者」という。)の要件に関する事項
- 三 資金清算業として行う債務の引受け、更改その他の方法に関する事項
 - 四 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項
 - 五 資金清算業の継続的遂行の確保に関する事項
 - 六 資金清算業及びこれに関連する業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が資金清算業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項
 - 七 資金清算業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項
 - 八 資金清算業に関する契約であって内閣府令で定める重要な事項を内容とするものを、外国人又は外国の法令に準拠して設立された法人を相手方として締結する場合にあっては、その旨
 - 九 その他内閣府令で定める事項

(資金清算業の適切な遂行を確保するための措置)

第七十二条

資金清算機関は、資金清算業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の資金清算業の適切な遂行を確保するための措

（未決算債務等之決算）

第七十三條

- 1 資金清算機構就未決算債務等，於業務方法書規定差額計算之方法、擔保之分配方法及其他決算方法者，於對清算參加者開始破產程序、債務清理程序、重整程序、特別清算程序或同意援助程序時，就與該等程序之關係上，未決算債務等之相關的資金清算機構或該清算參加者保有之請求權金額的算定等決算方法，應依該業務方法書之規定為之。

- 2 前項之「未決算債務等」，係指做為資金清算業而自清算參加者承擔、更改及依其他方法負擔之債務、作為負擔該債務之對價而對該清算參加者取得之債權（限於與該債務具有同一內容者。）及擔保。

- 3 於破產程序、債務清理程序或重整程序的情形，資金清算機構保有之第一項所規定的請求權，應作為破產債權、債務清理債權或重整債權；清算參加者保有之同項所規定的請求權，應歸屬於破產財團、債務清理債務人財產、或重整公司財產或重整協同組織金融機構財產之財產。

（保守秘密義務等）

第七十四條

- 1 資金清算機構之董事等（董事等為法人者，為執行該職務之人。於次項中，亦同。）、職員或從事該等職務者，不得洩漏或盜用與資金清算業或其關連業務而知悉之秘密。

置を講じなければならない。

(未決済債務等の決済)

第七十三条

- 1 資金清算機関が業務方法書で未決済債務等について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する資金清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。
- 2 前項の「未決済債務等」とは、資金清算業として清算参加者から引受け、更改その他の方法により負担した債務、当該債務を負担した対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。
- 3 破産手続、再生手続又は更生手続において、資金清算機関が有する第一項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

(秘密保持義務等)

第七十四条

- 1 資金清算機関の取締役等（取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあった者は、資金清算業又はこれに関

- 2 資金清算機構之董事等、職員或從事該等職務者，不得將於實施資金清算業及相關業務時知悉之資訊，利用於供資金清算業及相關業務之用以外的目的。
- 3 前二項規定，於依第七十條第一項規定受託之人（該人為法人者，為其執行幹部）、其職員及其他從事該受託業務者、或曾為該等人員者，準用之。

（差別待遇之禁止）

第七十五條

資金清算機構不得就資金清算業，對特定之人為不當之差別待遇。

第三節 監督

（章程或業務方法書之變更的許可）

第七十六條

資金清算機構變更章程或業務方法書時，應受內閣總理大臣之許可。

（資本金額度等之變更的報備）

第七十七條

資金清算機構於有第六十五條第一項第二款所列事項（不含純資產額。）、或同項第三款至第五款所列事項之任一情形的變更

連する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 資金清算機関の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあった者は、資金清算業及びこれに関連する業務の実施に際して知り得た情報を、資金清算業及びこれに関連する業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
- 3 前二項の規定は、第七十条第一項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

（差別的取扱いの禁止）

第七十五条

資金清算機関は、資金清算業に関し特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

（定款又は業務方法書の変更の認可）

第七十六条

資金清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（資本金の額等の変更の届出）

第七十七条

資金清算機関は、第六十五条第一項第二号に掲げる事項（純資産額を除く。）又は同項第三号から第五号までに掲げる事項

時，應即時地向內閣總理大臣報備該意旨。

（帳冊文件）

第七十八條

資金清算機構應依內閣府令所定，製作該資金清算業的相關帳冊文件，並保存之。

（報告書）

第七十九條

資金清算機構應於每一事業年度，依內閣府令所定，製作資金清算業之相關報告書，提出予內閣總理大臣。

（進入檢查等）

第八十條

- 1 內閣總理大臣為資金清算業之適切且確實的營運，於認有必要時，得命令資金清算機構，提出關於該資金清算機構之業務或財產的報告或資料，以為參考；或得命其職員進入該資金清算機構之營業所或事務所等設施，詢問其業務或財產狀況之相關事項、或檢查帳冊文件等物件。
- 2 內閣總理大臣為資金清算業之適切且確實的營運，於認有特別必要時，得於必要限度內，命令自該資金清算機構受業務委託者（包含自該受託者受委託（含超過二個階段以上之委託。）者。以下於本條中，亦同。），提出關於該資金清算機構之業務或財產狀況的報告或資料，以為參考；或得命其職員進入自

のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(帳簿書類)

第七十八条

資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その資金清算業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第七十九条

資金清算機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金清算業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第八十条

- 1 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金清算機関に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該資金清算機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該資金清

該資金清算機構受業務委託者之設施，詢問該資金清算機構之業務或財產狀況的相關事項、或檢查帳冊文件等物件。

- 3 前項之自資金清算機構受業務委託者，於有正當理由時，得拒絕提出同項規定之報告或資料、或拒絕詢問或檢查。

（業務改善命令）

第八十一條

內閣總理大臣為資金清算業之適切且確實的實行，於認有必要時，得於必要限度內，命令資金清算機構，採取改善業務營運或財產狀況之必要措施及其他監督上之必要措施。

（許可之撤銷等）

第八十二條

- 1 內閣總理大臣發現資金清算機構於受許可之當時，有該當於第六十六條第二項各款情形之一時，得撤銷該許可。
- 2 資金清算機構違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分時，內閣總理大臣得撤銷第六十四條第一項之許可或第六十九條第一項但書之同意、或定六個月以內之期間，命令停止其業務之全部或一部、或解除其董事等之職務。

算機関の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該資金清算機関の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の資金清算機関から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第八十一条

内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(免許の取消し等)

第八十二条

- 1 内閣総理大臣は、資金清算機関がその免許を受けた時点において第六十六条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 内閣総理大臣は、資金清算機関がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の

第四節 其他

（解散等之許可）

第八十三條

資金清算機構廢止或解散資金清算業之決議，非經內閣總理大臣許可，不生效力。

（與財務大臣之協議）

第八十四條

內閣總理大臣認對資金清算機構為下列處分，有重大影響維持信用秩序之虞時，應預先就為維持信用秩序之必要措施，向財務大臣協議。

- 一 撤銷依第八十二條第一項或第二項規定所為第六十四條第一項之許可。
- 二 依第八十二條第二項規定命令停止業務之全部或一部。

（對財務大臣之通知）

第八十五條

內閣總理大臣為下列之處分時，應儘速地通知財務大臣該意旨。

解任を命ずることができる。

第四節 雑則

(解散等の認可)

第八十三条

資金清算機関の資金清算業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務大臣への協議)

第八十四条

内閣総理大臣は、資金清算機関に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し
- 二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(財務大臣への通知)

第八十五条

内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

- 一 依第六十四條第一項規定為許可。
- 二 撤銷依第八十二條第一項或第二項規定而為第六十四條第一項之許可。
- 三 依第八十二條第二項規定命令停止業務之全部或一部。
- 四 依第八十三條規定之同意。

（聽取日本銀行之意見）

第八十六條

內閣總理大臣於為基於本章之規定的處分而認為有必要時，得聽取日本銀行之意見。

第五章 認定資金決算業者協會

（認定資金決算業者協會之認定）

第八十七條

內閣總理大臣依政令所定，認預付式支付載具發行者、資金移動業者或虛擬貨幣交換業者所設之一般社團法人該當於下列要件者，得依其申請，認定其為從事第八十八條規定之業務（以下於本章中稱「認定業務」。）者。

- 一 其目的在於有助確保預付式支付載具（指第三條第一項規定之預付式支付載具。以下於本章中，亦同。）之發行業

- 一 第六十四条第一項の規定による免許
- 二 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し
- 三 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
- 四 第八十三条の規定による認可

(日本銀行からの意見聴取)

第八十六条

内閣総理大臣は、この章の規定に基づく処分を行うために必要があると認めるときは、日本銀行に対し、意見を求めることができる。

第五章 認定資金決済事業者協会

(認定資金決済事業者協会の認定)

第八十七条

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は仮想通貨交換業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 前払式支払手段（第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）の発行の業務、

務、資金移動業或虛擬貨幣交換業之適切的實行，及保護該等業務之健全的發展與利用者（包含第十條第一項第四款規定之加盟店。以下於本章中，亦同。）之利益者。

二 定有以預付式支付載具發行者、資金移動業者或虛擬貨幣交換業者為社員（以下於本章中稱「社員」。）之章程者。

三 定有為適切且確實地實行認定業務，定有實施必要業務的方法者。

四 具有足以為適切且確實地實行認定業務之知識及能力、並有財產基礎者。

（認定資金決算事業者協會之業務）

第八十八條

認定資金決算事業者協會應從事下列業務。

一 於會員實行預付式支付載具之發行業務、資金移動業或虛擬貨幣交換業時，為使其遵守本法及其他法令之規定及第三款之規則，對會員為指導、勸告等業務。

二 關於會員所為預付式支付載具之發行業務、資金移動業或虛擬貨幣交換業，為保護契約之內容的適當化及其他保護預付式支付載具、資金移動業或虛擬貨幣交換業之利用者的利益，為必要之指導、勸告等業務。

資金移動業又は仮想通貨交換業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者（第十条第一項第四号に規定する加盟店を含む。以下この章において同じ。）の利益の保護に資することを目的とすること。

- 二 前払式支払手段発行者、資金移動業者又は仮想通貨交換業者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあること。
- 三 認定業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

（認定資金決済事業者協会の業務）

第八十八条

認定資金決済事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 会員が前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業に関し、契約の内容の適正化その他前払式支払手段、資金移動業又は仮想通貨交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

- 三 為使會員所為預付式支付載具之發行業務、資金移動業或虛擬貨幣交換業的適當化、及其所處理之資訊的適當管理，制定必要之規則。
- 四 調查會員遵守本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分、或前款之規則的狀況。
- 五 為保護預付式支付載具、資金移動業或虛擬貨幣交換業之利用者的利益，收集、整理及提供必要之資訊。
- 六 處理關於利用者對會員所為預付式支付載具、資金移動業或虛擬貨幣交換業之申訴。
- 七 為達成對於預付式支付載具、資金移動業或虛擬貨幣交換業之利用者的宣導，及其他認定資金決算事業協會之目的，其必要業務。
- 八 除以上各款所列事項外，有助於預付式支付載具之發行業務、資金移動業或虛擬貨幣交換業之健全發展及保護其利用者的業務。

（會員名冊之閱覽等）

第八十九條

- 1 認定資金決算事業者協會應提供會員名冊予公眾閱覽。
- 2 非認定資金決算事業者協會者，不得於其名稱中使用有遭誤認為認定資金決算事業者協會之虞的文字。

- 三 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定
- 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- 五 前払式支払手段、資金移動業又は仮想通貨交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- 六 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業に関する利用者からの苦情の処理
- 七 前払式支払手段、資金移動業又は仮想通貨交換業の利用者に対する広報その他認定資金決済事業者協会の目的を達成するために必要な業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業の健全な発展及びこれらの利用者の保護に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第八十九条

- 1 認定資金決済事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 認定資金決済事業者協会でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 3 非認定資金決算事業者協會之會員者，不得於其名稱中使用有遭誤認為認定資金決算事業者協會會員之虞的文字。

（使利用者周知關於會員之資訊等）

第九十條

- 1 以預付式支付載具發行者為會員之認定資金決算事業者協會，就預付式支付手段發行者之會員要求其就第十三條第一項第四款及第五款所列事項，使該預付式支付手段之利用者周知時，應將該事項使該預付式支付載具之利用者周知。
- 2 認定資金決算事業者協會就依第九十七條規定，自內閣總理大臣取得之資訊中的有助於保護利用者之資訊，應盡力提供予預付式支付載具、資金移動業或虛擬貨幣交換業之利用者。

（對利用者之申訴的相關因應）

第九十一條

- 1 預付式支付載具、資金移動業或虛擬貨幣交換業之利用者要求認定資金決算事業者協會，解決就會員所為之預付式支付載具之發行業務、資金移動業或虛擬貨幣交換業之相關申訴時，應回應其諮詢，對申訴者為必要之建議、調查與該申訴有關之情事，同時應通知該會員該申訴之內容，要求其迅速處理。
- 2 認定資金決算事業者協會就與前項之要求有關之申訴的解決，於認有必要時，得要求該會員以文書或口頭說明、或提出資

- 3 認定資金決済事業者協会の会員でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員に関する情報の利用者への周知等)

第九十条

- 1 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号及び第五号に掲げる事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求められた場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。
- 2 認定資金決済事業者協会は、第九十七条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報について、前払式支払手段、資金移動業又は仮想通貨交換業の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)

第九十一条

- 1 認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段、資金移動業又は仮想通貨交換業の利用者から会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- 2 認定資金決済事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文

料。

- 3 會員受認定資金決算事業者協會依前項規定所為要求時，非有正當理由，不得拒絕。
- 4 認定資金決算事業者協會就與第一項之要求、申訴有關之情事及其解決的結果，應使會員周知。
- 5 認定資金決算事業者協會受依第九十九條第一項規定之指定時，第一項之要求為與該指定有關之解決爭議等業務之種類別的相關申訴者，第一項之規定，不適用之。

（向認定資金決算事業者協會之報告等）

第九十二條

- 1 會員取得以內閣府令所定之關於預付式支付載具發行者、資金移動業者或虛擬貨幣交換業者所為有欠保護利用者之資訊、及其他為保護利用者之利益的必要資訊時，應向認定資金決算事業者協會報告。
- 2 認定資金決算事業者協會就其保有之前項所規定的資訊，有會員要求提供時，除有正當理由之外，應提供該資訊。

書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 会員は、認定資金決済事業者協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 認定資金決済事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。
- 5 第一項の規定は、認定資金決済事業者協会が第九十九条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定資金決済事業者協会への報告等)

第九十二条

- 1 会員は、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は仮想通貨交換業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定資金決済事業者協会に報告しなければならない。
- 2 認定資金決済事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

（保守秘密義務等）

第九十三條

- 1 認定資金決算事業者協會之董事或職員、或曾從事該等職務者，不得洩漏或盜用就其職務所知悉之秘密。
- 2 認定資金決算事業者協會之董事或職員、或曾從事該等職務者，不得將就其職務所知悉之資訊，利用於供認定業務之用以外的目的。

（章程之必要記載事項）

第九十四條

除一般社團法人及一般財團法人法第十一條第一項各款所列事項及第八十七條第二款規定之章程的內容外，認定資金決算事業者協會於其章程內，應包含對違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令所為之處分、或第八十八條第三款之規則之會員，命停止或限制以章程所定之會員的權利、或除名之意旨。

（進入檢查等）

第九十五條

內閣總理大臣於施行本法之必要限度內，得命認定資金決算事業者協會，提出關於其業務或財產之報告或資料，以為參考；或得命其職員進入該認定資金決算事業者協會之事務所，詢問其業務或財產狀況之相關事項、或檢查帳冊文件等物件。

(秘密保持義務等)

第九十三条

- 1 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第九十四条

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第八十七条第二号に規定する定款の定めのほか、認定資金決済事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第八十八条第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第九十五条

内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定資金決済事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（對認定資金決算事業者協會之監督命令等）

第九十六條

- 1 內閣總理大臣就認定業務之營運，於認有改善之必要時，得於本法之施行的必要限度內，命令認定資金決算事業者協會採取必要之改善措施。
- 2 認定資金決算事業者協會之業務的營運違反本法或基於本法之命令、或基於該等法令之處分時，內閣總理大臣得撤銷其認定、或定六個月以內之期間命令停止其業務之全部或一部。

（對認定資金決算事業者協會之資訊的提供）

第九十七條

內閣總理大臣應認定資金決算事業者協會之要求，得於認定資金決算事業者協會為適切實行認定業務之必要限度內，提供以內閣府令所定就預付式支付載具發行者、資金移動業者或虛擬貨幣交換業者之相關資訊，且為有助於認定業務之資訊。

（公告）

第九十八條

內閣總理大臣依第八十七條規定為認定、或依第九十六條第二項規定撤銷該認定、或命令停止其業務之全部或一部時，應依內閣府令所定，公告該意旨。

(認定資金決済事業者協会に対する監督命令等)

第九十六条

- 1 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定資金決済事業者協会への情報提供)

第九十七条

内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の求めに応じ、認定資金決済事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は仮想通貨交換業者に関する情報であって認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

(公告)

第九十八条

内閣総理大臣は、第八十七条の規定による認定をしたとき、又は第九十六条第二項の規定により当該認定を取り消したとき、若しくはその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章 指定解決爭議機構

（實行解決爭議等業務者之指定）

第九十九條

1 內閣總理大臣得依具備下列要件者之申請，指定其為實行解決爭議等業務者。

一 為法人（含無法人格之社團或財團而置有代表人或管理人者，但不含依外國法令設立之法人及其他外國之團體。於第四款D中，亦同。）者。

二 非依第一百條第一項規定被撤銷本項之指定、且自撤銷之日起未滿五年者；或依其他法律規定受指定，為與相當於解決爭議等業務有關之業務而以政令所定指定者遭撤銷、且自撤銷之日起未滿五年者。

三 違反本法、銀行法或律師法（1949年法律第二百零五號）、或相當於該等法律之外國法令，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。

四 董事中未該當下列情形之一者。

第六章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十九条

- 1 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。
 - 一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。
 - 二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。
 - 三 この法律、銀行法等若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
 - 四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

- A. 成年受監護宣告人或受輔助監護宣告人、或外國法令上相當於該等情形者。
- B. 受破產宣告而未復權者、或依外國法令相當於該情形者。
- C. 受處徒刑以上之刑（包含依外國法令而受相當於徒刑之刑。）、且自該刑之執行完畢或免其刑之執行之日起未滿五年者。
- D. 於依第一百條第一項規定遭撤銷本項之指定的情形，或依相當於本法之外國法令的規定、於該外國所受類似於該指定之行政處分遭撤銷的情形，在該撤銷之日前一個月內為該法人之董事（包含外國法令上為相同之處遇者。於本目中，亦同。）、且自該撤銷之日起未滿五年者；或依其他法律規定受指定、且為與相當於解決紛爭等業務之業務而以政令所定之情形，或依相當於該其他法律之外國法令規定於該外國受有類似於以該政令所定指定之行政處分遭撤銷之情形，於該撤銷之日前一個月內為該法人之董事、且自撤銷之日起未滿五年者。
- E. 違反本法、銀行法等或律師法、或相當於該等法律之外國法令的規定，遭處罰金刑（包含依相當於此刑之外國法令所處之刑。）、且刑之執行完畢或免其刑之

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者
- ホ この法律、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、

執行之日起未滿五年者。

- 五 具有足以確實實施解決爭議等業務之會計及技術上之基礎者。
- 六 董事或職員的成員無阻礙公平實施解決紛爭等業務之虞者。
- 七 解決爭議等業務之實施的相關規程（以下於本章中稱「業務規程」。）符合法令、且認得依本法規定充分公平且確實地實施解決爭議等業務者。
- 八 依次項規定聽取意見的結果，就實施程序基本契約（指以實施解決爭議等業務為內容之契約。以下於本章中，亦同。）之解除相關事項及其他實施程序基本契約之內容（不含第一百零一條第一項以文字替換而準用之銀行法第五十二條之六十七第二項各款所列事項。）等業務規程的內容（不含依第一百零一條第一項以文字替換而準用之同法第五十二條之六十七第三項規定，應成為其內容之事項、及為符合第一百零一條第一項以文字替換而準用之同法第五十二條之六十七第四項各款及第五項第一款所列基準之必要事項。）提出異議（限於附合理理由者。）之資金移動業等關係業者（指資金移動業者或虛擬貨幣交換業者。以下於本章中，亦同。）數佔資金移動業等關係業者總數之比例，低於以政令所定比例者。

その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- 五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。
- 八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施を内容とする契約をいう。以下この章において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（第百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに第百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業等関係業者（資金移動業者又は仮想通貨交換業者をいう。以下この章において同じ。）の数の資金移動業等関係業者の総数に占

- 2 為前項之申請者，應依內閣府令所定，預先對資金移動業等關係業者，說明業務規程之內容、聽取就內容有無異議之意見（包含有異議時，其理由。）、並製作記載其結果之文書。

- 3 內閣總理大臣依第一項規定為指定時，就該當於同項第五款至第七款所列要件部分（與解決爭議程序之業務有關部分為限，於同款所列要件之情形，限於第一百零一條第一項以文字替換而準用銀行法第五十二條之六十七第四項各款及第五項各款所列基準有關部分。）應預先與法務大臣協議。

- 4 依第一項規定所為之指定，依解決爭議業務之種類別為之，同項第八款之比例應依各該解決爭議等業務之種類別分別計算。

- 5 內閣總理大臣依第一項為指定時，應依內閣府令所定，公告其意旨。

（指定之撤銷等）

第一百條

- 1 指定解決爭議機構有該當於下列各款情形之一者，內閣總理大臣得撤銷依前條第一項之規定所為之指定、或定六個月以內之期間，命令停止其業務之全部或一部。

める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。

- 2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業等関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（指定の取消し等）

第百条

- 1 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 發生不該當於前條第一項第二款至第七款所列要件時、或發現於受指定之時點有不該當於同項各款情形之一時。

 - 二 以不正當手段受依前條第一項規定所為之指定時。

 - 三 違反法令或基於法令之處分時。
- 2 指定解決爭議機構有該當於下列各款情形之一者，內閣總理大臣依前項之規定為處分或命令時，應預先與法務大臣協議。
- 一 發生不該當於前條第一項第五款至第七款所列要件（與解決爭議程序之業務有關部分為限，於同款所列要件之情形，限於第一百零一條第一項以文字替換而準用銀行法第五十二條之六十七第四項各款及第五項各款所列基準有關部分。以下於本款中，亦同。）時、或發現於依前條第一項之規定受指定之時點，有不該當於同項第五款至第七款所列要件時。

 - 二 違反於第一百零一條第一項以文字替換而準用銀行法第五十二條之六十五、第五十二條之六十六、第五十二條之六十九或第五十二條之七十三之規定時（限於該違反行為與解決爭議程序之業務有關的情形。）。

- 一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
 - 二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。
 - 三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。
- 2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
- 一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなった場合又は前条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合
 - 二 次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

- 3 依前條第一項之規定所受指定，因第一項之規定而受撤銷之處分、或受停止其業務之全部或一部之命令者，應於該處分或命令之日起二週內，對於該處分或命令之日，就次條第一項以文字替換而準用銀行法第五十二條之八十三第三項規定已曾實施申訴處理程序或解決爭議程序之當事人、締結該當事人以外之實施程序基本契約之相對人的資金移動業等關係業者、及其他之指定解決爭議機構，通知其受該處分或命令之意旨。

- 4 內閣總理大臣依第一項之規定，撤銷依前條第一項之規定所為之指定、或命令停止其業務之全部或一部時，應依內閣府令所定，公告其意旨。

（關於指定解決爭議機構準用銀行法之規定）

第一百零一條

- 1 銀行法第二條第二十二項至第二十五項、及第五十二條之六十三至第五十二條之八十三的規定（包含與該等規定有關之罰則。於第二項中稱「銀行法規定」。），就指定解決爭議機構，準用之。於此情形，除次項所定情形，該等規定中於下表左欄所列字句，應分別替換為同表右欄所列字句。

銀行業務相關申訴	資金移動業等相關申訴
銀行業務相關爭議	資金移動業等相關爭議
加入銀行	加入資金移動業等相關業者
顧客	利用者

- 3 第一項の規定により前条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項に規定する苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の手続実施基本契約を締結した相手方である資金移動業等関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による指定を取り消したとき、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(指定紛争解決機関に関する銀行法の規定の準用)

第一百条

- 1 銀行法第二条第二十二項から第二十五項まで及び第五十二条の六十三から第五十二条の八十三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において「銀行法規定」という。）は、指定紛争解決機関について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

銀行業務関連苦情	資金移動業等関連苦情
銀行業務関連紛争	資金移動業等関連紛争
加入銀行	加入資金移動業等関係業者
顧客	利用者

2 於準用銀行法規定至指定解決爭議機構之情形，於下表中左欄所列銀行法規定中同表之中間欄位所列字句，除應分別替換為同表右欄所列字句外，必要之技術性的文字替換，以政令定之。

第五十二條之六十三第一項	前條第一項	資金決算法第九十九條第一項
	下列事項	為受指定之解決爭議等業務之種類別（指同法第二條第十五項規定之解決爭議等業務之種類別。於第五十二條之七十三第三項第二款中，亦同。）及下列事項
第五十二條之六十三第二項第一款	前條第一項第三款	資金決算法第九十九條第一款第三款
第五十二條之六十三第二項第六款	前條第二項	資金決算法第九十九條第二項
第五十二條之七十三第三項第二款	銀行業務	於解決爭議等業務之種類別為資金移動業務（指資金決算法第二條第十五項規定之資金移動業務。）的情形為匯兌交易相關業務，於解決爭議等業務之種類別為虛擬貨幣交換業務（指同項規定之虛擬貨幣交換業務。）的情形為同條第七項各款所列行為相關業務。

- 2 銀行法規定を指定紛争解決機関について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる銀行法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の六十三第三項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項
	次に掲げる事項	指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（同法第二条第十五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。）及び次に掲げる事項
第五十二条の六十三第二項第一号	前条第一項第三号	資金決済に関する法律第九十九条第一項第三号
第五十二条の六十三第二項第六号	前条第二項	資金決済に関する法律第九十九条第二項
第五十二条の七十三第三項第二号	銀行業務	紛争解決等業務の種別が資金移動業務（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する資金移動業務をいう。）である場合にあっては為替取引に係る業務、紛争解決等業務の種別が仮想通貨交換業務（同項に規定する仮想通貨交換業務をいう。）である場合にあっては同条第七項各号に掲げる行為に係る業務

第五十二條之七十四第二項	依第五十二條之六十二第一項規定所為之指定為第五十二條之八十四第一項	依資金決算法第九十九條第一項規定所為之指定為同法第一百條第一項
	第五十二條之八十四第三項	同法第一百條第三項
第五十二條之八十二第二項第一款	第五十二條之六十二第一項第五款	資金決算法第九十九條第一項第五款

第七章 其他

（為檢查之職員檢查證明書的攜帶）

第一百零二條

- 1 依第二十四條第一項或第二項、第五十四條第一項或第二項、第六十三條之十五第一項或第二項、第八十條第一項或第二項、或第九十五條之規定為進入之職員，應攜帶表明其身份之證明書，並於有關係人請求時，提示之。
- 2 依前項規定之各規定為進入檢查之權限，不得作為認定犯罪之搜查。

（向財務大臣提出資料等）

第一百零三條

- 1 財務大臣就與其執掌有關之處理金融破綻制度及金融危機管理，於認為有企劃或提案與預付式支付載具發行者、資金移動

第五十二条の七十四第二項	第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定が同法第百条第一項
	第五十二条の八十四第三項	同法第百条第三項
第五十二条の八十二第二項第一号	第五十二条の六十二第一項第五号	資金決済に関する法律第九十九条第一項第五号

第七章 雑則

(検査職員の証明書の携帯)

第百二条

- 1 第二十四条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第八十条第一項若しくは第二項又は第九十五条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項に規定する各規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣への資料提出等)

第百三条

- 1 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、前払式支払手段発行者、資金移動業者、仮

業者、虛擬貨幣交換業者或資金清算機構有關之制度的必要時，得請求內閣總理大臣提出必要之資料及說明。

- 2 財務大臣就與其執掌有關之處理金融破綻制度及金融危機管理，於認為企劃或提案與預付式支付載具發行者、資金移動業者、虛擬貨幣交換業者或資金清算機構有關之制度的特別必要時，得於必要限度內，向預付式支付載具發行者、資金移動業者、虛擬貨幣交換業者、資金清算機構或認定資金決算事業者協會等關係人，請其提出資料、說明及其他之合作。

（權限之委任）

第一百零四條

- 1 內閣總理大臣將適用本法之權限（除以政令所定者外。）委任予金融廳長官。
- 2 金融廳長官依政令所定，得將依前項規定受委任之權限的一部，委任予財務局長或財務分局長。

（對內閣府令之委任）

第一百零五條

除本法所定者外，為實施本法之必要事項，以內閣府令定之。

想通貨交換業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、前払式支払手段発行者、資金移動業者、仮想通貨交換業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、前払式支払手段発行者、資金移動業者、仮想通貨交換業者、資金清算機関又は認定資金決済事業者協会その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第百四条

- 1 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第百五条

この法律に定めるもののほか、この法律を実施するために必要な事項は、内閣府令で定める。

（過渡措施）

第一百零六條

基於本法之規定制定、修正或廢止命令時，於伴隨其制定、修正或廢止之合理必要的範圍內，得以該命令制定必要之過渡措施（包含關於罰則之過渡措施。）。

第八章 罰則

第一百零七條

該當於以下各款情形之一者，處三年以下有期徒刑或三百萬元以下罰金、或得併科之。

- 一 未受第七條之登記，而為第三者型預付式支付載具（指第三條第五項所規定之第三者型預付式支付載具。於第三款中，亦同。）之發行業務者。
- 二 以不正當手段受第七條、第三十七條或第六十三條之二的登記者。
- 三 違反第十二條之規定，使他人為第三者型預付式支付載具之發行業務者。
- 四 違反第四十二條之規定，使他人經營資金移動業者。
- 五 未受第六十三條之二的登記而從事虛擬貨幣交換業者。

(経過措置)

第一百六条

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なとされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第一百七条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段（第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。）の発行の業務を行った者
- 二 不正の手段により第七条、第三十七条又は第六十三条の二の登録を受けた者
- 三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせた者
- 四 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませた者
- 五 第六十三条の二の登録を受けないで仮想通貨交換業を行った者

六 違反第六十三條之七的規定，使他人從事虛擬貨幣交換業者。

七 違反第六十四條第一項之規定，未受內閣總理大臣之許可而從事資金清算業者。

八 以不正當手段受第六十四條第一項之許可者。

第一百零八條

該當於以下各款情形之一者，處二年以下有期徒刑或三百萬元以下罰金、或得併科之。

一 違反依第五十六條第一項之規定停止資金移動業之全部或一部之命令者。

二 違反第六十三條之十一第一項之規定者。

三 違反依第六十三條之十七第一項之規定停止虛擬貨幣交換業之全部或一部之命令者。

四 違反依第八十二條第二項之規定停止業務之全部或一部之命令者。

五 違反依第九十六條第二項之規定停止業務之全部或一部之命令者。

第一百零九條

該當於以下各款情形之一者，處一年以下有期徒刑或三百萬元以下罰金、或得併科之。

- 六 第六十三条の七の規定に違反して、他人に仮想通貨交換業を行わせた者
- 七 第六十四条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずに資金清算業を行った者
- 八 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けた者

第百八条

次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 二 第六十三条の十一第一項の規定に違反した者
- 三 第六十三条の十七第一項の規定による仮想通貨交換業の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 四 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 五 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第百九条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 未依第二十條第二項、第六十一條第三項或第六十三條之二十第三項之規定為公告、或為虛偽之公告者。
- 二 違反第四十三條第一項之規定，未為提存者。
- 三 違反依第四十六條之規定的命令，未為提存者。
- 四 未製作或保存依第五十二條、第六十三條之十三或第七十八條之規定的帳冊文件、或製作虛偽之帳冊文件者。
- 五 未提出依第五十三條第一項或第二項、第六十三條之十四第一項或第二項、或第七十九條之規定的報告書、或依第五十三條第三項、第六十三條之十四第三項或第四項之規定的附加文件、或提出虛偽之記載的報告書或附加文件者。
- 六 未提出依第五十四條第一項或第二項、第六十三條之十五第一項或第二項、第八十條第一項或第二項之報告或資料、或提出虛偽之報告或資料者。
- 七 對於職員依第五十四條第一項或第二項、第六十三條之十五第一項或第二項、第八十條第一項或第二項之規定的詢問，未為答辯或為虛偽之答辯，或拒絕、妨害或逃避依

- 一 第二十条第二項、第六十一条第三項若しくは第六十三条の二十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して、供託を行わなかった者
- 三 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者
- 四 第五十二条、第六十三条の十三若しくは第七十八条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 五 第五十三条第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第二項若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項若しくは第六十三条の十四第三項若しくは第四項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者
- 六 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 七 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、

該等規定所為之檢查者。

八 就依第六十五條第一項之規定的許可申請書、或同條第二項之附加文件，為虛偽之記載並提出者。

第一百十條

違反依第二十六條或第二十七條第一項之規定停止業務之全部或一部之命令者，處一年以下有期徒刑或一百萬元以下罰金，或得併科之。

第一百十一條

違反第七十四條第一項或第二項（包含該等規定準用於同條第三項之情形。）、或第九十三條之規定者，處一年以下有期徒刑或五十萬元以下罰金。

第一百十二條

該當於以下各款情形之一者，處六月以下有期徒刑或五十萬元以下罰金、或得併科之。

一 未提出依第五條第一項之規定的報備書、或依同條第二項之規定的附加文書、或提出虛偽記載之報備書或附加文件者。

二 就依第八條第一項之規定的登記申請書或同條第二項之規定的附加文件、依第三十八條第一項之規定的登記申請書或同條第二項之規定的附加文件、或依第六十三條之三第一項之規定的登記申請書或同條第二項之規定的附加文件，為虛偽記載並提出者。

若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 八 第六十五条第一項の規定による免許申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第一百十条

第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百十一条

第七十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者
- 二 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類、第三十八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をし

- 三 違反第十四條第一項或第二項之規定，未為提存者。
- 四 違反依第十七條之規定的命令，未為提存者。
- 五 未製作或保存依第二十二條之規定的帳冊文件、或製作虛偽之帳冊文件者。
- 六 未提出依第二十三條第一項之規定的報告書、或依同條第二項之規定的附加文件、或提出虛偽記載之報告書或附加文件者。
- 七 未提出依第二十四條第一項或第二項之規定的報告或資料、或提出虛偽之報告或資料者。
- 八 對於職員依第二十四條第一項或第二項之規定的詢問，未為答辯或為虛偽之答辯，或拒絕、妨害或逃避依該等規定所為之檢查者。
- 九 未提出依第九十五條之規定的報告或資料、或提出虛偽之報告或資料者。
- 十 對於職員依第九十五條之規定的詢問，未為答辯或為虛偽之答辯，或拒絕、妨害或逃避依該等規定所為之檢查者。

て提出した者

- 三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかった者
- 四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者
- 五 第二十二條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 六 第二十三条第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者
- 七 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 八 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 九 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 十 第九十五条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百十三條

違反依第五十五條、第六十三條之十六、第八十一條或第九十六條第一項之規定的命令者，處一百萬元以下罰金。

第一百十四條

該當於以下各款情形之一者，處三十萬元以下罰金。

- 一 未為依第五條第三項、第十一條第一項、第四十一條第一項或第六十三條之六第一項之規定的報備、或為虛偽之報備者。
- 二 未為依第十三條第一項之規定提供資訊、或提供虛偽之資訊者。
- 三 違反於第二十條第四項、第六十一條第七項或第六十三條之二十第七項準用公司法第九百五十五條第一項之規定，未於調查紀錄簿等（指同項所規定之調查紀錄簿等。以下於本款中，亦同。）依法務省令所定之記載或紀錄同項之規定的電子公告調查、或為虛偽之記載或紀錄、或違反同項之規定未保存調查紀錄簿等。
- 四 違反依第二十五條之規定的命令者。
- 五 未提出依第三十條第二項之規定的報備書、或依同條第三項之規定的附加文件、或提出虛偽記載之報備書或附加文件者。

第百十三條

第五十五條、第六十三條の十六、第八十一條又は第九十六條第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百十四條

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第三項、第十一條第一項、第四十一條第一項若しくは第六十三條の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三條第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
- 三 第二十条第四項、第六十一條第七項若しくは第六十三條の二十第七項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者
- 四 第二十五條の規定による命令に違反した者
- 五 第三十條第二項の規定による届出書若しくは同條第三項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

六 未為依第三十條第四項之規定的報備、或為虛偽之報備者。

七 未為依第六十九條第二項或第七十七條之規定的報備、或為虛偽之報備者。

八 違反第七十六條之規定者。

九 違反第八十九條第三項之規定，於其名稱中使用有遭誤認為係認定資金決算事業者協會會員（指第八十七條第二款規定之會員。以下同。）之虞的文字者。

十 未為依第一百條第三項之規定的通知、或為虛偽之通知者。

第一百十五條

1 法人（包含無人格之社團或財團而定有代表人或管理人者。以下於本項中，亦同。）之代表人或管理人、或法人或自然人之代理人、使用人及其他從業人員，關於該法人或自然人之業務，有違反以下各款所列規定之行為者，除處罰該行為人外，對該法人處各該款所定之罰金，對該人處各該條之罰金刑。

一 第一百零八條（不含第五款。） 三億元以下罰金。

二 第一百零九條（不含第一款。） 二億元以下罰金。

- 六 第三十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第六十九条第二項若しくは第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 八 第七十六条の規定に違反した者
- 九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 十 第一百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第一百五十五条

- 1 法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第一百八条（第五号を除く。） 三億円以下の罰金刑
- 二 第一百九条（第一号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第一百十條或第一百十二條（不含第一款、第二款、第九款及第十款。） 一億元以下罰金。

四 第一百零七條、第一百零八條第五款、第一百零九條第一款、第一百十二條第一款、第二款、第九款或第十款、第一百十三條或前條 各該條之罰金刑。

2 就無人格之社團或財團有適用前項之規定的情形，除其代表人或管理人就其訴訟行為代表該無人格之社團或財團外，準用以法人為被告或嫌疑人時之刑事訴訟相關法律的規定。

第一百十六條

該當於以下各款情形之一者，處一百萬元以下罰款。

一 違反於第二十條第四項、第六十一條第七項或第六十三條之二十第七項準用公司法第九百四十一條之規定，未請求同條之調查者。

二 違反於第二十條第四項、第六十一條第七項或第六十三條之二十第七項準用公司法第九百四十六條第三項之規定，未為報告或為虛偽之報告者。

三 無正當理由，拒絕為於第二十條第四項、第六十一條第七項或第六十三條之二十第七項準用公司法第九百五十一條第二項各款、或第九百五十五條第二項各款所列之請求者。

- 三 第一百十条又は第一百十二条（第一号、第二号、第九号及び第十号を除く。） 一億円以下の罰金刑
 - 四 第一百七条、第一百八条第五号、第一百九条第一号、第一百十二条第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第一百十三条又は前条 各本条の罰金刑
- 2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第二十条第四項、第六十一条第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかった者
- 二 第二十条第四項、第六十一条第七項若しくは第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 正当な理由がないのに、第二十条第四項、第六十一条第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第一百十七條

該當於以下各款情形之一者，處五十萬元以下罰款。

- 一 未依第三十三條第一項、第六十一條第一項或第四項、或第六十三條之二十第一項或第四項之規定為報備、或為虛偽之報備者。
- 二 無正當理由，拒絕依第八十九條第一項之規定公開名冊供閱覽者。

第一百十八條

該當於以下各款情形之一者，處十萬元以下罰款。

- 一 未依第十四條第二項之規定為報備、或為虛偽之報備者。
- 二 違反第八十九條第二項之規定，於其名稱中使用有被誤認為認定資金決算事業者協會之虞的文字者。

附則（節錄）

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算，於不超過一年之範圍內，自以政令所定之日起施行。

第百十七条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十三条第一項、第六十一条第一項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 正当な理由がないのに第八十九条第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第百十八条

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八十九条第二項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

附則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（預付式票證規制法之廢止）

第二條

預付式票證規制法（1988年法律第九十二號），廢止之。

（關於預付式支付載具發行者之過渡措施）

第三條

關於本法之施行日（以下稱「施行日」。）前，廢止依前條規定廢止前之預付式票證規制法（以下稱「舊法」。）第二條第一項規定而發行預付式票證（以下僅稱「預付式票證」。）以外之預付式支付載具（指第三條第一項規定之預付式支付載具。以下同。）業務的全部者（以下於本條中稱「廢止發行者」。），就廢止該發行業務之全部的預付式支付載具，不適用本法。但廢止發行者於施行日後，再次開始該預付式支付載具之發行業務時，於開始該發行業務之日後，不在此限。

第四條

1 本法施行之際，為舊法第四條第一項之報備者（包含依舊法第五條第三項之規定為報備者，且距施行日之最近的基準日（指第三條第二項規定之基準日。以下同。）時，其所發行之自家發行人型預付式票證（指舊法第二條第四項規定之自家發行人型預付式票證。）的基準日未使用餘額（指舊法第二條第二項規定之基準日未使用餘額。）超過基準額（指第十四條第一項規定之基準額。以下同。）者），視為於施行日成為自家型發行者（指第三條第六項規定之自家型發行者。以下同。）。

(前払式証券の規制等に関する法律の廃止)

第二条

前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）は、廃止する。

(前払式支払手段発行者に係る経過措置)

第三条

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の前払式証券の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する前払式証券（以下単に「前払式証券」という。）以外の前払式支払手段（第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下同じ。）の発行の業務の全部を廃止した者（以下この条において「発行廃止者」という。）については、当該発行の業務の全部を廃止した前払式支払手段に関しては、この法律は、適用しない。ただし、発行廃止者が施行日以後再び当該前払式支払手段の発行の業務を開始したときは、その発行の業務を開始した日以後においては、この限りでない。

第四条

- 1 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の届出をしている者（旧法第五条第三項の規定による届出をした者で、施行日の直前の基準日（第三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその発行した自家発行型前払式証券（旧法第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券をいう。）の基準日未使用残高（旧法第二条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。）が基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。以下同じ。）を超えるものを含む。）は、施行日において自家型発行者（第三条第六項に規定する自家型発

- 2 依前項規定視為自家型發行者之人，應於施行日後，自最先到來之基準日起算，至以內閣府令所定期間經過之日止，向內閣總理大臣提出記載第五條第一項各款所列事項之文件、及同條第二項規定之文件。

第五條

- 1 本法施行之際，受舊法第六條之登記的法人，視為於施行日成為第三者型發行者（指第三條第七項規定之第三者型發行者。以下同。）
- 2 依前項規定視為第三者型發行者之法人，應於施行日後，自最先到來之基準日起算，至以內閣府令所定期間經過之日止，向內閣總理大臣提出記載第八條第一項各款所列事項之文件、及同條第二項規定之文件。
- 3 內閣總理大臣於有依前項之規定提出文件時，應將記載於該文件之第八條第一項各款所列事項、及第九條第一項第二款所列事項，登記於第三者型發行者登記簿。
- 4 就與依第一項之規定視為第三者型發行者之法人有關的第二十七條第一項第一款規定之適用，同款中之「第十條第一項各款」替換為「第十條第一項第六款或第九款」。

行者をいう。以下同じ。) となったものとみなす。

- 2 前項の規定により自家型発行者となったものとみなされる者は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五条

- 1 この法律の施行の際現に旧法第六条の登録を受けている法人は、施行日において第三者型発行者（第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下同じ。）となったものとみなす。
- 2 前項の規定により第三者型発行者となったものとみなされる法人は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された第八条第一項各号に掲げる事項及び第九条第一項第二号に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録するものとする。
- 4 第一項の規定により第三者型発行者となったものとみなされる法人に係る第二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第十条第一項各号」とあるのは、「第十条第一項第六号又は第九号」とする。

第六條

依舊法第二十七條之規定視為舊法第二條第七項規定之第三者型發行者，於完成其所發行預付式票證之債務履行的目的範圍內，視為第三者型發行者，適用本法之規定。

第七條

本法施行之際，對僅發行自家型預付式支付載具（指第三條第四項規定之自家型預付式支付載具。）之業務者（不含依附則第四條第一項規定，視為自家型發行者。），關於第五條第一項規定之適用，同項中之「自開始其發行之後」替換為「於本法施行之日後」。

第八條

- 1 本法施行之際，為發行第三者型預付式支付載具（指第三條第五項規定之第三者型預付式支付載具。以下同。）之業務者（不含依附則第五條第一項視為第三者型發行者之情形。），自施行日起六個月間（於該期間內有依第十條第一項之規定而拒絕登記之處分時、或依次項之規定依文字替換而適用之第二十七條第一項之規定命令廢止該業務時，為至該處分之日或命令該廢止之日止的期間），得不適用第七條之規定，實行該業務。
- 2 依前項規定得為第三者型預付式支付載具之發行業務的情形，該人視為第三者型發行者，適用本法之規定。於此情形，除第二十七條第一項中之「撤銷第七條之登記」替換為「命令廢止

第六條

旧法第二十七條の規定により旧法第二条第七項に規定する第三者型発行者とみなされていた者は、その発行した前払式証券の債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。

第七條

この法律の施行の際現に自家型前払式支払手段（第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段をいう。）のみの発行の業務を行っている者（附則第四条第一項の規定により自家型発行者となったものとみなされる者を除く。）に対する第五条第一項の規定の適用については、同項中「その発行を開始してから」とあるのは、「この法律の施行の日以後において」とする。

第八條

- 1 この法律の施行の際現に第三者型前払式支払手段（第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。以下同じ。）の発行の業務を行っている者（附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となったものとみなされる者を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第七條の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合にお

第三者型預付式支付載具之發行業務」外，必要之技術上的文字替換，以政令定之。

- 3 依前項規定，依文字替換而適用第二十七條第一項之規定，命令廢止第三者型預付式支付載具之發行業務的情形，其就本法之適用，被命令廢止者，依同項之規定視為第七條之登記被撤銷者，命令廢止之日，視為依同項之規定的撤銷登記之日。

第九條

- 1 於自施行日經六個月之日，從事受前條第一項規定之適用而發行第三者型預付式支付手段之業務者，其施行日之後最先到來之基準日之基準日未使用餘額（指第三條第二項規定之基準日未使用餘額。以下同。）高於基準額之範圍內、且低於以政令所定金額之情形，於該當下所列之全部要件時，自施行日後經六個月之日後至自施行日起經三年之日止（於該期間內，有依第十條第一項之規定而拒絕登記之處分、或依第三項規定依文字替換而適用第二十七條第一項規定命令廢止該業務時，為至該處分之日或命令該廢止之日止間；施行日後最先到來之基準日次日後的各基準期間（指第三條第八項規定之基準期間。以下同。）的情形，其依第二十三條第一項第一款所列金額高於基準額之範圍內、且超過以政令所定金額時，為至超過時之基準期間的最後一日止間。），得不適用第七條之規定，實行該業務。

いて、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により第七条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消の日とみなす。

第九条

- 1 施行日から六月を経過する日において前条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行っている者で、施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高（第三条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。以下同じ。）が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額以下のものは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、施行日から六月を経過した日以後施行日から三年を経過する日までの間（当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間とし、施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間（第三条第八項に規定する基準期間をいう。以下同じ。）における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えることとなったときは、当該超えることとなった基準期間の末日までの間とする。）は、第七条の規定にかかわ

- 一 非法人、或為準據於外國法令而設立之法人而於國內無營業所或事務所者。
 - 二 於本法施行前即從事第三者型預付式支付載具之發行業務者。
 - 三 於施行日後最先到來之基準日次日後之各基準期間，其依第二十三條第一項第一款所列金額高於基準額之範圍內、且低於以政令所定金額者。
- 2 受前項之規定的適用而為第三者型預付式支付載具之發行業務者，自施行日起經過六個月之日起，至以內閣府令所定期間經過之日止，應依內閣府令所定，向內閣總理大臣報備下列事項。
- 一 姓名、商號或名稱及住所。
 - 二 與預付式支付載具之發行業務有關之營業所或事務所的名稱及所在地。
 - 三 無人格之社團或財團者，其代表人或管理人之姓名。
 - 四 施行日後最先到來之基準日之基準日未使用餘額。

らず、当該業務を行うことができる。

- 一 法人でないこと又は外国の法令に準拠して設立された法人であって、国内に営業所若しくは事務所を有しないものであること。
 - 二 この法律の公布の日以前から第三者型前払式支払手段の発行の業務を行っていること。
 - 三 施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えないこと。
- 2 前項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う者は、施行日から六月を経過した日から内閣府令で定める期間を経過する日までに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 氏名、商号又は名称及び住所
 - 二 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 三 人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人の氏名
 - 四 施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高

五 發行之預付式支付載具的種類、名稱及可能支付金額等（指第三條第三項規定之可能支付金額等。）。

六 其他以內閣府令所定事項。

- 3 於依第一項規定為第三者型預付式支付載具之發行業務的情形，該第三者視為第三者型發行者，適用本法之規定。於此情形，除第二十七條第一項中之「撤銷第七條之登記」替換為「命令廢止第三者型預付式支付手段之發行業務」外，必要之技術上的文字替換，以政令定之。
- 4 前條第三項之規定，於依前項規定以文字替換而適用第二十七條第一項規定，命令廢止第三者型預付式支付載具之發行業務的情形，準用之。

第十條

第十三條之規定，適用於施行日後發行之預付式支付載具。

第十一條

- 1 第十四條至第十九條、第三十一條及第三十二條之規定，自施行日後最先到來之基準日起，適用之。該基準日前之預付式票證相關的提存及該預付式票證之所有人的權利之實行，仍依往例。
- 2 依舊法第十三條第一項（包含依前項規定仍依往例處理之情形。）規定提存之發行保證金，視為依第十四條第一項規定提存之發行保證金。

五 発行する前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等（第三条第三項に規定する支払可能金額等をいう。）

六 その他内閣府令で定める事項

- 3 第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合について準用する。

第十条

第十三条の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段について適用する。

第十一条

- 1 第十四条から第十九条まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における前払式証券に係る供託及び当該前払式証券の所有者の権利の実行については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十三条第一項（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により供託した発行保証

3 本法施行之際，為預付式票證（不含舊法附則第七條第三項規定之預付式票證。）以外之預付式支付載具的發行業務者（於次項中稱「提存對象外發行者」。），就與其所發行之該預付式支付載具有關之第十四條第一項之規定的適用，同項中之「二分之一」部分，就於下表左欄所列之基準日，應分別文字替換為同表右欄之內容。

施行日後最先到來之基準日	六分之一
施行日後第二次到來之基準日	六分之二

4 區分提存對象外發行者為施行日前已發行之預付式支付載具、與施行日後發行之預付式支付載具的情形，就該提存對象外發行者已發行之預付式支付載具關於第十四條第一項之規定的適用，不適用前項之規定；同條第一項中之「基準日未使用餘額」部分，替換為「與施行日後發行之預付式支付載具有關之基準日未使用餘額」。

第十二條

第二十三條之規定適用於與施行日後到來之基準日有關的第一項規定的報告書。就與該基準日前之基準日有關之舊法第十七條第一項規定之報告書，仍依往例。

第十三條

1 該當於以下各款情形之一者，處三十萬元以下罰金。

金とみなす。

- 3 この法律の施行の際現に前払式証票（旧法附則第七条第三項に規定する前払式証票を除く。）以外の前払式支払手段の発行の業務を行っている者（次項において「供託対象外発行者」という。）が発行した当該前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

施行日以後最初に到来する基準日	六分の一
施行日後二回目に到来する基準日	六分之二

- 4 供託対象外発行者が施行日前に発行した前払式支払手段と施行日以後に発行する前払式支払手段を区分している場合には、当該供託対象外発行者が発行した前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「基準日未使用残高」とあるのは、「施行日以後に発行した前払式支払手段に係る基準日未使用残高」とする。

第十二条

第二十三条の規定は、施行日以後到来する基準日に係る同条第一項に規定する報告書について適用し、当該基準日前の基準日に係る旧法第十七条第一項に規定する報告書については、なお従前の例による。

第十三条

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 未提出依附則第四條第二項或第五條第二項規定之文件、或提出虛偽之記載者。
 - 二 未依附則第九條第二項規定為報備、或以虛偽之記載報備者。
- 2 法人（包含無人格之社團或財團而定有代表人或管理人者。以下於本項中，亦同。）之代表人或管理人、或法人或自然人之代理人、使用人及其他從業人員，關於該法人或自然人之業務，有違反前項之行為時，除處罰該行為人外，對該法人或自然人科處同項之罰金。
- 3 就無人格之社團或財團有適用前項之規定的情形，其代表人或管理人除關於其訴訟行為代表該無人格之社團或財團外，關於以法人為被告或嫌疑人時之刑事訴訟相關法律的規定，準用之。

第十四條

本法施行前，依舊法或基於舊法之命令的規定所為之處分、程序等行為，有相當於本法規定之規定者，除本附則另有規定者外，視為依相當於本法之規定所為。

（與資金清算業有關之過渡措施）

第十五條

- 1 本法施行之際為資金清算業者（不含銀行等及日本銀行。），自施行日起六個月間（於該期間內有第六十四條第一項之拒絕許可的處分時、或依次項之規定依文字替換而適用第八十二條

- 一 附則第四条第二項若しくは第五条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者
 - 二 附則第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をして届出をした者
- 2 法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
 - 3 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十四条

この法律の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（資金清算業に係る経過措置）

第十五条

- 1 この法律の施行の際現に資金清算業を行っている者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があったと

第二項規定命令廢止資金清算業時，為至該處分之日、或命令該廢止之日止的期間），得不適用第六十四條第一項之規定，實行資金清算業。

- 2 依前項規定得為資金清算業的情形，該人視為資金清算機構，適用第六十七條第三項、第七十四條、第七十八條、第八十條、第八十一條及第八十二條第二項之規定（包含與此等規定有關之罰則。）。於此情形，除同項中之「撤銷第六十四條第一項之許可或第六十九條第一項但書之同意」的部分，替換為「命令廢止資金清算業」外，必要之技術上的文字替換，以政令定之。
- 3 依前項規定，依文字替換而適用第八十二條第二項之規定，命令廢止資金清算業的情形，其就本法之適用被命令廢止者，依同項之規定視為第六十四條第一項之許可被撤銷者；命令廢止之日，依第八十二條第二項之規定，視為依第六十四條第一項撤銷許可之日。

（與認定資金決算事業者協會有關之過渡措施）

第十六條

本法施行之際，於其名稱或商號中，使用有被誤認為認定資金決算事業者協會或認定資金決算事業者協會會員之虞的文字者，於本法施行後六個月間，第八十九條第二項及第三項規定，不適用之。

き、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、資金清算業を行うことができる。

- 2 前項の規定により資金清算業を行うことができる場合においては、その者を資金清算機関とみなして、第六十七条第三項、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条及び第八十二条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し」とあるのは、「資金清算業の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 前項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第八十二条第二項の規定により第六十四条第一項の免許の取消の日とみなす。

（認定資金決済事業者協会に係る経過措置）

第十六条

この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定資金決済事業者協会又は認定資金決済事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第八十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（關於罰則之適用的過渡措施）

第三十四條

本法施行前所為之行為、及本法之附則中規定仍依往例之情形，其就對於本法施行後所為行為之罰則的適用，仍依往例。

（對政令之委任）

第三十五條

除本附則規定者外，關於本法之施行的必要過渡措施（包含關於罰則之過渡措施。），以政令定之。

（檢討）

第三十六條

本法施行後經過五年時，政府應考量本法之施行狀況、社會經濟情勢之變化等，檢討資金決算之相關制度，並於認有必要時，基於檢討結果採取必要之措施。

附則（2009年6月24日法律第五十八號）（節錄）

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算，於不超過一年之範圍內，自以政令所定之日起施行。但以下各款所列規定，自各該款所定之日起施行。

一至四（省略）

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十五条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第三十六条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成二一年六月二四日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第十六條之規定（不含資金決算法之目次的修正規定（限於將「第五十一條」修正為「第五十一條之二」部分。）、於同法第三章第二節中第五十一條後增定一條之修正規定、及於同法第九十一條增定一項之修正規定。）
資金決算法之施行之日或施行日之二者中後到之日。

六 第十六條之規定（限於資金決算法之目次的修正規定（限於將「第五十一條」修正為「第五十一條之二」部分。）、於同法第三章第二節中第五十一條後增定一條之修正規定、及於同法第九十一條增定一項之修正規定。）
自前款之規定的施行日起算，於不超過六個月範圍內之以政令所定之日。

（關於罰則之適用的過渡措施）

第十九條

本法（於附則第一條各款規定之情形，從其規定。以下於本條中，亦同。）施行前所為之行為、及依本附則之規定仍依往例之情形，其就對於本法施行後所為行為之罰則的適用，仍依往例。

（對政令之委任）

第二十條

除附則第二條至第五條、及前條規定者外，關於本法之施行的必要過渡措施，以政令定之。

（檢討）

第二十一條

1 政府應於本法施行後三年內，考量依本法修正後之各法律（以

五 第十六条の規定（資金決済に関する法律目次の改正規定（「第五十一条」を「第五十一条の二」に改める部分に限る。）、同法第三章第二節中第五十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条に一項を加える改正規定を除く。） 資金決済に関する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

六 第十六条の規定（資金決済に関する法律目次の改正規定（「第五十一条」を「第五十一条の二」に改める部分に限る。）、同法第三章第二節中第五十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条に一項を加える改正規定に限る。） 前号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十九条

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条

附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十一条

1 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改

下稱「修正後之各法律」。)所規定之指定解決爭議機構(以下僅稱「指定解決爭議機構」。)之指定狀況、及修正後之各法律所規定之解決爭議等業務的執行狀況等經濟社會情勢，並以消費者廳及消費者委員會設置法(2009年法律第四十八號)附則第三項相關檢討狀況為基礎，檢討包含有關消費者廳參與之方法及業態橫向且總括之解決爭議體制的應有方法在內，關於以指定解決爭議機構解決訴訟外爭議程序之相關制度的應有方法，並於認有必要時，採取基於檢討結果之必要措施。

- 2 除前項所定事項外，政府應於本法施行後五年內，檢討就依本法之修正後規定的實施狀況，並於認有必要時，採取基於檢討結果之必要措施。

附則（2014年6月27日法律第九十一號）（節錄）

本法自修正部分公司法之施行日起施行。

附則（2016年6月3日法律第六十二號）（節錄）

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算，於不超過一年之範圍內，自以政令所定之日起施行。

（伴隨資金決算法之一部修正的過渡措施）

正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月二七日法律第九一号） 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八條

- 1 本法施行之際，為虛擬貨幣交換業（指依第十一條之規定的修正後資金決算法（以下於本條中稱「新資金決算法」。）第二條第七項規定之虛擬貨幣交換業。以下於本條中，亦同。）者，自施行日起算之六個月間（於該期間內，有依新資金決算法第六十三條之五第一項之規定的拒絕登記處分時、或依次項規定替換文字而適用新資金決算法第六十三條之十七第一項規定命令廢止虛擬貨幣交換業之全部時，為至該處分之日或命令廢止之日止的期間），得不適用新資金決算法第六十三條之二的規定，從事該虛擬貨幣交換業。該業者於該期間內申請同條之登記者，於該期間經過後，至有關於該申請之登記或拒絕登記之處分時止，亦同。

- 2 於得依前項規定為虛擬貨幣交換業之情形，該者視為虛擬貨幣交換業者（指新資金決算法第二條第八項規定之虛擬貨幣交換業者。），適用新資金決算法之規定。於此情形，除新資金決算法第六十三條之十七第一項中之「撤銷第六十三條之二的登記」部分，替換為「命令廢止虛擬貨幣交換業之全部」外，必要之技術上的文字替換，以政令定之。

- 3 依前項規定，於依文字替換適用新資金決算法第六十三條之十七第一項規定，命令廢止虛擬貨幣交換業之全部的情形，其關於新資金決算法之規定的適用，被命令該廢止者，依同項規定，視為新資金決算法第六十三條之二的被撤銷登記者，被命令該廢止之日，視為依同項規定之撤銷登記之日。

第八条

- 1 この法律の施行の際現に仮想通貨交換業（第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第二条第七項に規定する仮想通貨交換業をいう。以下この条において同じ。）を行っている者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、当該仮想通貨交換業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 2 前項の規定により仮想通貨交換業を行うことができる場合においては、その者を仮想通貨交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。）とみなして、新資金決済法の規定を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者

（關於罰則之過渡措施）

第十八條

關於對本法施行前所為行為之罰則的適用，仍依往例。

（其他過渡措施對政令之委任）

第十九條

除附則第二條至第八條及前條所定者外，關於本法之施行的必要過渡措施（包含關於罰則之過渡措施。），以政令定之。

（檢討）

第二十條

政府應以本法施行後五年為目標，考量依本法之修正後的各法律（以下於本條中稱「修正後之各法律」。）之施行狀況等，並於認有必要時，檢討修正後之各法律的規定，採取基於檢討結果之必要措施。

附則（2017年6月2日法律第四十九號）

（施行期日）

第一條

本法自公布之日起算，於不超過一年之範圍內，自以政令所定之日起施行。

と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条

附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二十条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年六月二日法律第四九号）

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外國消費者保護法規翻譯叢書索引

（第1輯至第26輯）

壹、亞太地區

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
日本	消費者保護基本法	第2輯	2-13
日本	國民生活中心法 國民生活セクター法	第2輯	14-43
日本	製造物責任法	第3輯	2-9
日本	東京都消費生活條例	第2輯	44-95
日本	關於訪問販賣等之法律 訪問販賣に關する法律	第2輯	96-131
日本	日本關於訪問販賣之法律 訪問販賣に關する法律	第8輯	250-331
日本	日本有關高爾夫球場等會員契約適正化之法律 ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に關する法律	第8輯	332-359
日本	關於訪問販賣等之法律 （昭和51年6月4日法律第57號、平成11年12月22日號外法律第160號）	第10輯	223-332
日本	消費者契約法	第10輯	333-354
日本	洗濯業標準營業約款暨施行細則 クリーニング業に關する標準營業約款、 クリーニング業に關する標準營業約款施行細則	第13輯	146-169
日本	美容業標準營業約款暨施行細則 美容業に關する標準營業約款、 美容業に關する標準營業約款施行細則	第13輯	170-189
日本	理容業標準營業約款暨施行細則 理容業に關する標準營業約款、 理容業に關する標準營業約款施行細則	第13輯	190-211

日本	消費者契約法施行細則	第15輯	2-61
日本	關於預付式票券之規範等法律	第16輯	2-71
日本	消費者契約法	第17輯	2-117
日本	與特定商交易相關之法律	第18輯	2-337
日本	消費者教育促進法 消費者教育の推進に関する法律	第21輯	1-28
日本	消費者安全法	第21輯	29-98
日本	食品標示法 食品表示法	第22輯	1-34
日本	消費者財產損害集體請求賠償民事訴訟程序特別法 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	第22輯	35-162
日本	消費生活用製品安全法	第25輯	1-174
日本	資金決算法 資金決済に関する法律	第26輯	1-242
韓國	消費者保護法 Consumers Protection Act	第1輯	13-32, 119-142
韓國	消費者保護法施行令 Enforcement Decree of the consumers Protection Act	第1輯	33-48, 143-162
韓國	訪問販賣等之法律	第2輯	132-153
韓國	韓國2007年電子商務消費者保護法 (Act on Consumer Protection in Electronic Commerce, etc August 3, 2007)	第20輯	137-212
韓國	韓國2008年電子商務消費者保護法施行細則 (Enforcement Decree of the Act on Consumer Protection in Electronic Commerce, etc. December 31, 2008)	第20輯	213-268
韓國	韓國2007年訪問買賣等法 (Door-to-Door Sales, etc. Act July 19, 2007)	第20輯	269-382

韓國	韓國2008年訪問買賣等法施行細則 (Enforcement Decree of the Door-to-door Sales, etc. Act December 31, 2008)	第20輯	383-452
新加坡	消費者保護法 Consumer Protection (Trade Descriptions and Safety Requirements) Act	第1輯	49-63, 163-182
新加坡	消費者保護（公平交易）法 CONSUMER PROTECTION (FAIR TRADING) ACT (CHAPTER 52A)	第25輯	175-344
香港	消費者委員會條例 Consumer Council Ordinance	第1輯	1-12, 105-118
以色列	1981年消費者保護法 Consumer Protection Law 1981	第4輯	2-45
澳洲	1974年交易行為規制法 Consumer Protection Law	第6輯	1-905
澳洲	1997年9月消費者保護法第2次檢討報告 Audit of Consumer Protection Law-Second Report 1997	第8輯	360-541
澳洲	消費者申訴仲裁庭條例（1987第206號） Consumer Tribunals Act 1987 No.206	第9輯	1-122
澳洲	1987消費者請求案件仲裁法庭條例—施行細則 Consumer Claims Tribunals Act 1987-Regulation	第9輯	123-154
澳洲	1974年貿易業務法(摘錄) Trade Practices Act 1974	第13輯	50-81
澳洲	2010年競爭與消費者法—關於不公平契約條款(Part 2-3—Unfair Contract Terms)與特別保護章節(Chapter 3—Specific protections)	第19輯	216-491
紐西蘭	1993年消費者擔保法 Consumer Guarantees Act 1993	第7輯	7-113

紐西蘭	1988年爭議法庭法（合併並修正1976年小額請求法庭之法） Disputes Tribunals Act 1988（An Act to consolidate and amend the Small Claims Tribunals Act）	第7輯	114-295
紐西蘭	1967年訪問買賣法 Door to Door Sales Act 1967	第7輯	296-363

貳、歐洲地區

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
德國	瑕疵產品責任法 Gesetz über die Haftung für fehlerhafte Produkte	第3輯	68-89
德國	到宅交易及類似交易取消法 Gesetz über den Widerruf von Haustürgeschäften und ähnlichen Geschäften	第2輯	156-167
德國	一般交易條款規制法 Gesetz zur Tegelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen（AGB-Gesetz）	第3輯	12-67
德國	聯邦經濟部設置消費者顧問會規程 Geschäftsordnung des Verbraucherbeirates Beim Bundesminster für Wirtschaft	第3輯	155-246
德國	商品安全要求基準及保護CE標識法律（商品安全法） Entwurf Gesetz zer Regelung der Sicherheitsanforderungen an Produkte- und zum Schutz der CE – Kennzeichnung（Produktsicherheitsgeseta ProdSG）	第9輯	247-326
德國	食品、香煙產品、化妝品及其他生活必需品之交易法律 Gesetz über den Verkehr mit Lebensmitteln, Kosmetischen Mitteln uud sonetigen Bedarfsgegenstanden	第9輯	327-480

德國	德國民法中有關消費者保護規定 Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)	第23輯	15-114
德國	德國民法一般交易條款規定 Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)	第24輯	47-80
瑞典	消費者銷售法 The Consumer Sales Act	第1輯	65-80, 183-202
瑞典	行銷法 The Marketing Practices Act	第1輯	81-86, 203-210
瑞典	消費者保險法 The Consumer Insurance Act	第1輯	87-101, 221-228
瑞典	送達到戶銷售法 The Door-to Door Sales Act	第1輯	101,104 229-234
丹麥	1994年產品安全法 Danish Protect Safety Act 1994	第8輯	2-33
丹麥	1994年行銷措施法 The Danish Marketing Practices Act 1994	第8輯	34-63
丹麥	1994年聯合付帳卡法 Consolidated Payment Cards etc. Act 1994	第8輯	64-109
丹麥	1995年安全玩具及誤食似物之玩具法 Order on safety requirements for toys and products which due to their outward Appearance may be mistaken for food 1995	第8輯	110-175
英國	消費者保護（營業所外交易之取消權）條例 Consumer Protection（Cancellation of Contracts Concluded away from Business Premises）Regulations 1987	第2輯	168-195
英國	1987年消費者保護法—產品責任 Consumer Protection Act 1987-Product Liability	第3輯	90-121
英國	1987年消費者保護法 Consumer Protection Act 1987	第4輯	48-329

英國	1991年煙火安全規定 Consumer Protection The Fireworks (Safety) Regulations 1997	第8輯	179-229
英國	2006年消費者貸款法 Consumer Credit Act 2006	第14輯	246-431
英國	2012年消費者保險資訊揭露及表示法 Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Act 2012	第21輯	179-214
英國	2012年消費者支付附加費用權利法 The Consumer Rights (Payment Surcharges) Regulations 2012	第21輯	215-242
英國	2013年消費者契約（契約資訊、契約解除 及附加費用）規則 The Consumer Contracts (Information, Cancellation and Additional Charges) Regulations 2013	第22輯	247-380
英國	2015年消費者權利法 Consumer Rights Act 2015	第23輯	169-618
比利時	1991年消費者保護法 Consumer Protection Act 1991	第5輯	2-195
奧地利	1993年消費者保護（歐洲經濟區）法 Consumer Protection (EEA) Act 1993	第5輯	196-213
奧地利	1993年產品責任法 Product Liability (EEA) Act 1993	第5輯	214-226
比利時	1991年消費者信用法 Consumer Credit Act 1981	第7輯	366-577
比利時	1992年消費者信用（呆帳）令 Consumer Credit (Bed Debts) Decree 1992	第7輯	578-607
比利時	1992年誤導性職業廣告法 Misleading Professional Advertising Act 1992	第7輯	608-631
愛爾蘭	2007年消費者保護法 Consumer Protection Act 2007	第16輯	72-359

參、美洲地區

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
加拿大 安大略省	1990年消費者保護法 Consumer Protection Act 1990	第5輯	228-297
加拿大 安大略省	1990年消費者保護法176號規則 Consumer Protection Act Regulation	第5輯	298-339
加拿大 安大略省	2002年消費者保護法（摘錄） Consumer Protection Act, 2002	第13輯	110-145
加拿大 安大略省	2002年消費者保護法 Consumer Protection Act, 2002	第14輯	2-169
加拿大	產品安全法 Canada Consumer Product Safety Act	第19輯	121-215
加拿大	消費性商品包裝標示法 Consumer Packaging and Labelling Act	第24輯	1-46
美國	德克薩斯州律師職業操守守則（摘錄） Texas Disciplinary Rules of Professional Conduct	第13輯	2-13
美國	華盛頓州律師職業守則（摘錄） Washington State Court : Rules of Professional Conduct	第13輯	14-23
美國	特區（D.C.）律師職業守則（摘錄） D.C. Rules of Professional Conduct	第13輯	24-27
美國	新澤西州律師職業守則（摘錄） Rules of Professional Conduct	第13輯	28-49
美國	消費者產品安全法 Consumer Product Safety Act	第15輯	62-285
美國	2008年消費者產品安全改良法 Consumer Product Safety Improvement Act of 2008	第17輯	118-407
美國	聯邦民事訴訟規則第23條 Federal Rules of Civil Procedure Rule 23. Class Actions	第22輯	163-180

美國	聯邦法典第28卷第1332條 28 U.S. Code § 1332 - Diversity of citizenship; amount in controversy; costs	第22輯	181-198
美國	2005年團體訴訟公平法 Class Action Fairness Act of 2005	第22輯	199-246
美國	訪問買賣猶豫期施行細則 PART 429—RULE CONCERNING COOLING-OFF PERIOD FOR SALES MADE AT HOMES OR AT CERTAIN OTHER LOCATIONS	第23輯	1-14
美國	兒童線上隱私保護法施行細則 Part312—Children’s online Privacy Protection Rule	第24輯	81-130
美國	消費者評論公平法 Consumer Review Fairness Act of 2016	第24輯	131-146
巴西	法律編號第8078號 消費者防禦法規—提供消費者保護及其解決之道 Consumer Defense Code Provides for Consumer’s Protection and Makes Other Arrangements	第14輯	170-245

肆、國際組織

國別	法規名稱（中文譯名及原文名稱）	輯別	頁次
歐體	歐洲經濟共同體保護營業所外交易契約消費者指令 Council Directive of 20 December 1985 to protect the consumer in respect of contracts negotiated from business premises (85/577/EEC)	第2輯	198-217
歐體	歐體93/13號有關消費者契約不公平條款之指令 Council Directive of 5 Apr., 1993 on unfair terms in consumer contracts (93/13/EEC)	第3輯	194-231

歐體	產品責任指令 Council Directive of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (85/374/EEC)	第3輯	158-193
歐體	1990關於服務責任之理事會指令草案 Vorschlag für eine Richtlinie des Rates über die Haftung bei Dienstleistungen 1990 KOM(90) 482 endg.-SKY 308	第8輯	230-249
歐體	2002/91號有關有機之農製品和糧食製品規章（摘錄） on organic production of agricultural products and indications referring thereto on agricultural products and foodstuffs (Council Regulation 2092/91/EEC)	第13輯	82-109
歐盟	遠距契約之消費者保護指令 Richtlinie 97/7/EG, 20. Mai 1997	第10輯	1-58
歐盟	消費者信用指令 Directive 87/102/EEC, 22 December 1986	第10輯	59-96
歐盟	產品價格標示之消費者保護指令 Directive 98/6/EC, 16 February 1998	第10輯	97-118
歐盟	電子商務之消費者保護指令 Directive 2000/31 EC, 8 June 2000	第10輯	119-222
歐盟	關於保護消費者利益之強制執行 Directive 98/27/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	2-27
歐盟	關於公眾取得環保資訊以及廢止理事會90/313/EEC準則 Directive 2003/4/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	174-217
歐盟	關於特定面向之消費品銷售及其保證準則 Directive 1999/44/EC Of The European And Of The Council	第12輯	28-63

歐盟	關於含有基因改造有機體或由基因改造有機體製成之添加物與香料之食品與食品配料之標示規章 Commission Regulation (EC) No 50/2000	第12輯	64-81
歐盟	關於電子通訊網路與服務關聯之普及服務與使用者權利準則 Directive 2002/22/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	82-139
歐盟	關於電子通訊領域之個人資料處理及隱私保護準則 Directive 2002/58/EC Of The European Parliament And Of The Council	第12輯	140-173
歐盟	2005/29/EC有關「進行不公平商業活動」指令 Unfair Commercial Practices Directive (Directive 2005/29/EC)	第13輯	212-295
歐盟	一般產品安全指令 Directive 2001/95/EC of The European Parliament And Of The Council of 3 December 2001 on general product safety	第15輯	286-377
歐盟	消費者信貸指令 (DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008)	第19輯	1-121
歐盟	電子商務指令 (DIRECTIVE 2011/83/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMEN AND OF THE COUNCIL)	第20輯	1-136
歐盟	爭端解決機制指令修正草案 Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on alternative dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC (Directive on consumer ADR)	第21輯	99-178

<p>歐盟</p>	<p>消費者線上紛爭解決機制規則 REGULATION (EU) No 524/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 May 2013 on online dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC (Regulation on consumer ODR)</p>	<p>第23輯</p>	<p>115-168</p>
<p>歐盟</p>	<p>一般資料保護規則 (GDPR) REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)</p>	<p>第24輯</p>	<p>147-550</p>
<p>OECD</p>	<p>企業對消費者之替代性爭端解決機制在隱私及消費者保護部分之法律規定 Working Party on Information Security and Privacy Legal Provisions Related to Inness-To-Consumer Alternative Dispute Resolution In Relation To Privacy And Consumer Protection DSTI/ICCP/RFG/CP (2002) 1/FINAL 17-Jul-2002</p>	<p>第11輯</p>	<p>1- 68</p>
<p>OECD</p>	<p>經濟合作暨發展組織－亞太經濟合作會議全球論壇：數位化經濟政策立法架構 OECD Global Forum on Knowledge Economy - The Digital Economy OECD-APEC GLOBAL FORUM: POLICY FRAMEWORKS FOR THE DIGITAL ECONOMY The Sheraton Waikiki, Honolulu, HI, United States, 14-17 January 2003 CCNM/GF/KE/DE (2002) 3 16-Sep-2002</p>	<p>第11輯</p>	<p>69-100</p>

OECD	<p>電子商務消費者保護準則施行三年後檢討報告</p> <p>CONSUMERS IN THE ONLINE MARKETPLACE: THE GUIDELINES THREE YEARS LATER</p> <p>Draft Report to the OECD Council on the Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce</p> <p>DSTI/CP (2002) 4 13-Sep-2002</p>	第11輯	101-156
OECD	<p>第62次消費者政策委員會會議記錄摘要草稿</p> <p>DRAFT SUMMARY RECORD OF THE 62nd SESSION OF THE COMMITTEE ON CONSUMER POLICY</p> <p>DSTI/CP/M (2002) 1 04-Apr-2002</p>	第11輯	157-222
OECD	<p>關於跨國詐欺和集團性詐欺消費者保護綱領理事會諮文</p> <p>WORKING GROUP DRAFT: RECOMMENDATION OF THE COUNCIL CONCERNING GUIDELINES FOR PROTECTING CONSUMERS FROM CROSS-BORDER FRAUD AND HARD-CORE DECEPTION</p> <p>DSTI/CP (2002) 5 12-Sep-2002</p>	第11輯	223-258
OECD	<p>OECD電子商務消費者保護綱領之最佳實務範例</p> <p>BEST PRACTICE EXAMPLES UNDER THE OECD GUIDELINES ON CONSUMER PROTECTION</p> <p>IN THE CONTEXT OF ELECTRONIC COMMERCE</p> <p>DSTI/CP (2002) 2/FINAL 17-May-2002</p>	第11輯	259-288

國家圖書館出版品預行編目(CIP)資料

外國消費者保護法. 第二十六輯 / 行政院消費者保護處編. -- 一版. -- 臺北市 : 行政院, 民109.11
面 ; 公分. -- (消費者法規翻譯叢書 ; 26)
ISBN 978-986-5457-28-0(平裝)

1. 消費者保護法規

548.39023

109015541

外國消費者保護法第二十六輯

編者：行政院消費者保護處
出版者：行政院
地址：台北市中正區忠孝東路1段1號
網址：<http://www.ey.gov.tw>
電話：(02) 33566500
版次：一版

本書同時登載於行政院網站，網址為 <http://www.ey.gov.tw> / 資訊與服務/消費者保護/出版品

定價：新臺幣 290 元

台北展售處：國家書店松江門市

地址：104 台北市松江路 209 號 1 樓

電話：(02) 2518-0207(代表號)

網址：<http://www.govbooks.com.tw/>

台中展售處：五南文化廣場

地址：400 台中市中山路 6 號

電話：(04) 22260330(代表號)

網址：<http://www.wunanbooks.com.tw/>

中華民國 109 年 11 月

GPN : 1010901516

ISBN : 978-986-5457-28-0

本書保留所有權利，如欲利用本書部分或全部內容者，須徵得本處同意或授權。